山形県健康長寿推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 健康長寿日本一を目指し、県民一人ひとりが家庭や働く場等あらゆる 生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる 地域社会の実現を図るため、山形県健康長寿推進協議会(以下「協議会」 と いう。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 健康やまがた安心プランの進捗管理に関すること。
 - (2) 県民の生涯を通じた健康づくりに関すること。
 - (3) 県民の健康寿命を延ばすための取組みに関すること。
 - (4) 地域保健と職域保健の連携による健康づくりに関すること。
 - (5) 健康増進に功績のあったものに対する表彰に関すること。
 - (6) その他健康長寿日本一の実現のために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員20名以内で 組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) 地域保健関係者
 - (4) 職域保健関係者
 - (5) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委 員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。
- 2 委員が会議に出席できない場合は、会長は、代理の者の出席を認めることができる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(委員会等)

第6条 協議会に、必要に応じ、特定の事項について調査検討させるために、 委員会等を置くことができる。

(事務局)

第7条 協議会等の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部健康づくり推進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成25年6月13日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

康 長 の 現

条例制定の背景・意義

健康であることは、すべての人の願いであり、県民が喜びや生きがいを持って充実した 日々を過ごすための大切な基盤である

- 健康を取り巻く今日的状況
 - ・「人生100年時代」の到来を見据えた社会の在り方が問われている。
 - ・2025年に団塊の世代が後期高齢者
 - ・高齢化が特に進む本県は、県民総活躍で、 本県の活力の維持向上が求められている。
- 県民総参加で「健康長寿日本一」の実現
 - ・県民が、生涯にわたり活躍できるためにも、 「健康」が大切
 - ・そのためには、県民一人一人が若い頃から 自らの健康を意識し、主体的に健康づくり に取り組むことが重要
 - ・健康寿命を延ばし、県民が喜びや生きがいを持って充実した日々を過ごすには、生活習慣を改善すること等による健康づくりを 県民総参加で進めることが急務
- 山形が誇る資源を活かし、楽しみながら取り組む健康づくりの推進
 - ・山形の食材を活かした栄養バランスのとれ た食事の普及、食育の推進
 - ・山形の自然環境や気候を活かしたウォーキング、スキー、トレッキング等による運動 習慣の定着
 - ・ 県内各地に豊富に湧き出る温泉や森林セラピーを活用した心身の癒しの普及
- 健康全般にかかる条例
 - ・「健康長寿日本一」の実現を図るため、県 民はじめ県や関係団体等が、健康づくりに 主体的に取り組む根拠となる責務や役割 を明確にし、県の基本的施策を盛り込んだ 健康全般にかかる条例を制定するもの

第1章 総 則

目的

- ①基本理念
- ②県の責務と、県民、事業者、健康づくり関係者の役割

みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例(平成30年3月20日公布·施行)の概要

③県の施策の基本的な事項 を定め

県民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の総参加により生活習慣病の発症及び重症化の予防に努め、もって、県民一人一人が、家庭、職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念

- 県民一人一人が健康づくりに関する関心及び必要な知識 を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわ たって主体的に取り組むこと。
- 県民、事業者、健康づくり関係者、市町村、県及び国が相互に連携し協力することにより、県民の健康づくりを推 進するための社会環境の整備に取り組むこと。

「健康づくり」・・・疾病又は障がいの有無にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食習慣、運動習慣、飲酒、喫煙、休養、歯及び口腔の健康の保持の習慣等の生活習慣を改善すること等により、自らの健康を管理すること。

「健康づくり関係者」・・・医療機関、教育機関、医師会、歯科医師会、 薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係の職 能団体、医療保険者等の健康づくりの推進に関する活 動を行う者、その他県民の健康づくりに関係する者(食 関連産業、運動関連産業等)

責務・役割

○ 県民の役割

- ・健康診査、がん検診、歯科健診等で自己の健康状態 を把握しながら継続した健康づくりの実践
- ・健康づくりに関する正しい知識の習得
- ・県及び市町村の施策への協力

○ 事業者の役割

- ・従業員の健康が経営の基盤となることを認識し、組織 を挙げて積極的に従業員の健康を増進(いわゆる「健 康経営」)
- ・ 県及び市町村の施策への協力

○ 健康づくり関係者の役割

- ・県民の健康づくりに資する的確な情報と機会の提供
- ・県及び市町村の施策への協力

○ 県と市町村等との連携

- ・健康づくり施策を推進するため市町村、国と連携協力
- 県の責務
 - ・健康づくりの推進に関する施策を策定、実施

第2章 県民の健康づくりの推進に関する基本的施策

[施策推進の視点] 山形が誇る資源を活かし、楽しみながら取り組む 健康づくりの推進

例)山形の食材を取り入れた栄養バランスの取れた食事の普及、山形の自然環境 や気候を活かしたウォーキング、スキー、トレッキング等による運動習慣の定着、 県内各地に豊富に湧き出る温泉や森林セラピーを活用した心身の癒しの普及

(1) 生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療

(例. 健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備の促進)

(2)食習慣の改善

(例. 山形の食材を活用し、かつ、年齢層に応じた適切な量及び 質の食事の普及)

(3) 運動その他の身体活動の促進

(例、山形の自然環境等を活用した運動の普及)

(4)飲酒及び喫煙の健康への影響についての周知

(例. 生活習慣病の危険性を高める飲酒量や喫煙が健康に与える 影響についての広報)

(5)休養による心身の健康の保持

(例. 山形の自然環境等を活用した心身の休養の普及)

【施策の推進】

- (1)人材育成 (2)調査 (3)顕彰
- (4)推進体制の整備(5)財政上の措置

第3章 健康長寿県やまがた推進基金

(1)基金の設置

県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、「健康長寿県やまがた推進基金」を設置する。

(2)積立額

基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(3)基金の管理、運用益金の処理、繰替運用、処分、委任

基金の管理や処理、基金の設置目的にのみ基金の処分を行うこと等基金の取り扱いについて定める。

※本基金は、寄付を主たる財源として想定。基本的に既存事業に充当しない。 ・条例に定める「5つの基本的施策」に該当する事業を実施する。

- (1) 生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療
- (2)食習慣の改善
- (3) 運動その他の身体活動の促進
- (4) 飲酒及び喫煙の健康への影響についての周知
- (5) 休養による心身の健康の保持

健康やまがた安心プランの中間見直しについて

1. 健康やまがた安心プランの概要

(1)計画の位置づけについて

- ・健康増進法に基づく都道府県健康増進計画
- ・がん対策基本法に基づく都道府県がん対策推進計画
- ・歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく都道府県の歯科口腔保健の推進に 関する基本的事項
- (2) 計画期間について 平成 25 年度~34 年度 (平成 29 年度に中間見直しを行う。)
- (3) プランの中間見直しについて

これまでの施策や目標の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、今後重点的に取 り組む課題を検討し見直しを行う。

2. 健康やまがた安心プランの中間評価

【目標の進捗状況】(主なもの)

「改善の進んでいるもの]

- ・運動習慣者の割合の増加
- ・高齢者の社会参加の向上
- ・特定健診・特定保健指導の実施率向上
- ・がん検診受診率の向上、がんによる死亡者の減少
- ・乳幼児・学齢期のむし歯のない者の増加
- ・過去1年間に歯科健診を受診した者の増加

「改善の進んでいないもの]

- ・適切な量と質の食事をとる者の増加
- ・生活習慣病リスクを高める飲酒量者の割合や喫煙率の減少
- ・糖尿病による合併症の減少

【中間評価】

- 目標の進捗状況を見ると、全体的には県民の生活習慣改善意識は向上している が、県民の健康づくりの取組みを推進するには、個人及び社会全体の健康づくり に対する意識をさらに高めていく必要がある。
- 目標の進捗状況の結果を踏まえつつ、プラン策定後の政府や本県の新たな動き に対応し、平成34年度の目標達成に向け取組みを加速させる必要がある。

3. プラン制定後の新たな動き

- <健康増進> ・医療保険者の「データヘルス計画」による効率的な保健事業の推進
 - ・従業員の健康管理を戦略的に実践する「健康経営」※1の推進 ※1健康経営 経営者が従業員の健康管理を経営的視点から考え戦略的に実践すること。
 - ・「山形県糖尿病等重症化予防プログラム」制定(H28.12)
- 〈がん対策〉 ・政府の「第3期がん対策推進基本計画」策定(H29.10)
 - ・「山形県誰もががんを知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例」制定 (H28. 12)
- 〈**歯科口腔保健対策〉・**「やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例」制定(H25.10)

4. 今後重点的に取り組む方向性

- 県民の主体的な生活習慣の改善と、健(検)診受診による早期発見・早期治 ○方向性 1 療を健康づくりの基本的な取組みとして定着を図る。
- **○方向性2** 県民に対する情報提供を充実し、正しい知識に基づいた効果的な健康づく りを推進する。
- 一日の大半を職場で過ごし、健康づくりに関心があっても取組みが進まない <u>○方向性3</u> と考えられる働き盛り世代に対し、事業主や医療保険者と連携して、職場環境 の整備や本人への意識付けを推進する。
- **○方向性4** 県民や行政、健康づくり関係者等の役割等を明確にし、県民が主体的に 健康づくりに取り組むことができる環境整備の促進を図る。

5. 中間見直し後のプランの概要

【総 論】

玾 念

「健康長寿県やまがた」の実現

- 2 全体目標:健康寿命を延ばす
- 取組方針
- ① 県民主体の取組みの推進
- 若い頃から自らの健康を意識し、健康 連携協力して、県民の健康づくりを づくりに主体的に取り組む視点を追加
- ② 健康づくりを支援する環境整備の推進
- ◆ 上記①②の方針のもと、「4. 今後重点的 に取り組む方向性」に重点を置き推進

4 健康づくりに関係する者の役割

県、市町村、事業者、医療機関、 検診機関、学校、保健医療関係団体、 医療保険者、ボランティア団体、 産業界、大学、マスメディア等は 支援する環境整備を推進

医療保険者 保健医療関係団体 ボランティア団体 連携・協力 連携・協力 学校等 連携・協力 連携·協力 県民の 医療機関・健診機関 大学等 健康づくり 連携·協力 連携・協力 マスメディア 事業者 連携・協力 連携・協力 山形県 連携·協力

【健康増進】

1 基本的な方向

『全ての県民が共に支え合い、健やかで心豊かに 安心して生活できる活力ある社会の実現』

2 分野別施策

- I生活習慣及び社会環境の改善
- (1)栄養・食生活
- (2)身体活動·運動
- (3)休養・こころの健康
- (4)飲酒
- (5) 喫煙
- Ⅱ生活習慣病等の発症予防と重症化予防の徹底
- (1)がん
- (2)循環器疾患
- (3)糖尿病
- (4)慢性閉塞性肺疾患
- (5)歯・口腔の健康
- (6) 高齢者の健康

3 重点的に行う取組み

- ○本県の豊かな食材を活用し、栄養バランスの取れた食事 が選択できる環境の整備
- ○減塩対策のさらなる推進
- ○働き盛り世代の健康づくりを進めるため、事業者が従業 員の健康づくりに戦略的に取り組む「健康経営」の推進
- ○若い頃からの健康づくりの定着のため、健診受診や健康 教室参加をポイント化し協力店のサービスと交換でき る「やまがた健康マイレージ事業」の普及拡大
- ○本県の豊かな自然環境と地域の特性を活かし楽しみな がら取り組む運動の推進
- ○人工透析導入の原因ともなる糖尿病の重症化を予防す るため、重症化するリスクの高い者への受診勧奨等を行 う「山形県糖尿病等重症化予防プログラム」の展開
- ○市町村や地域が行う自然を活用した心身の健康保持の 取組み等の普及
- ○県民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくり 関係者と連携した情報提供の充実

1 基本的な方向

『がん患者を含めた県民が、がんを 知り、がんの克服を目指す』

【がん対策】

2 分野別施策

- (1)がんの予防の推進
- (2)がんの早期発見の推進
- (3)がん医療の推進
- (4)がんに関する相談支援と情報提供 の充実
- (5)がん登録の推進
- (6)がんの教育・普及啓発及び研究の推進
- (7) ライフステージに応じたがん対策の

3 重点的に行う取組み

- ○がん検診受診率向上等に向け、「がん 対策県民運動」の推進
- (がん検診推進強化月間:10月)
- ○若い頃からがん予防に対する関心を 高めるため、若者に対する正しい知識 やがん予防の普及啓発
- ○ゲノム医療_{※2}や、AYA世代のがん_{※3}治 療に関する情報を収集、提供し、患者 等に対する支援の充実
- ※2 ゲノム医療

患者の遺伝情報を網羅的に調べ患者の体質や 病状に適した医療を提供すること

※3 AYA世代のがん

AYA世代は15歳から40歳未満の思春期、若年 成人をいう。就学、就労等の状況等が異なり、 ニーズが多様である等の理由から、個々の患者 の状況に応じた情報提供、支援体制等の整備が 求められている。

基本的な方向

『生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔 機能の維持・向上等により、全ての県 民が心身ともに健やかで心豊かな生 活ができる社会の実現』

【歯科口腔保健対策】

2 分野別施策

- (1) ライフステージに応じた施策
- (2) サポートを必要とする人への施策
- (3)社会環境の整備に向けた施策

3 重点的に行う取組み

- ○口腔保健支援センター※4を設置し、 県民の歯科口腔保健対策の充実
- ○在宅歯科医療体制の充実及び連携
- ○要介護者の口腔衛生の維持向上の 強化

※4 口腔保健支援センター

歯科口腔保健推進法に基づき設置する機関。 主に以下の事業を行う。

- (1)知識等の普及啓発
- (2) 定期的に歯科健診を受けること等の勧奨等
- (3) 障がい者等が定期的に歯科健診を受けるこ と等のための施策等
- (4) 歯科疾患の予防のための措置等
- (5)調査研究

【推進体制等】

「山形県健康長寿推進協議会」において毎年度プランの進捗管理をし、 平成34年度の目標達成に向けた取組みを進める。

健康やまがた安心プランの評価指標について

H31. 2現在

分野	ř	H31. 2現在 目 標	評 価 指 桟	票	指標出典	計画策定 現状値	中間見直 現状値	実績 (直近)	目標値 (H34)	平成30年度の主な県の施策
	Т		40歳代男性の肥満者の	割合	県民健康	31.0%	38.8% (H28)	-	28%	
	1	· _	20歳代女性のやせの者の	の割合	•栄養調査	25. 5%	17. 4% (H28)	-	20%	- ○保健所による出前講座の実施
		ממ	学校医により肥満傾向でなすると判定された者の割合	学校医により肥満傾向で特に注意を要 すると判定された者の割合(小・中学生)		2.6% (H23)	2.1% (H28)	2.2% (H29)	1.8%	- ○ 保健所による山間神怪の美施 (学校、企業等の依頼に対応) ○ ○ 合食施設への給食・栄養管理指導
	Ī		野菜摂取量の平均値(20	0歳以上)		320. 2 g	285.3g (H28)	-	350g	○県ホームページでの「食による健康づくり」の情報発信○「減塩プロジェクト事業」の実施
			果物摂取量100g未満(20歳以上)	の者の割合	県民健康	54. 1%	54.3% (H28)	-	30%	・小学生を対象とした夏休み食体験プログラムの実施 (以下、県立米沢栄養大学と連携)
栄養			食塩摂取量の平均値(20	0歳以上)	•栄養調査	12. 2 g	10.3 g (H28)	-	8g	・適塩弁当の販売 ・イベント等における減塩の普及・啓発 ■○住民の身近な場所に健康づくりに取り組める拠点の
食生	1	食事をとる者の∥	牛乳・乳製品摂取量20 の割合(20歳以上)	0g未満の者		78. 3%	78. 2% (H28)	-	65%	「やまがた健康づくりステーション」の創設経費への 補助
	Į	増加	児童・生徒の朝食欠	小学6年生	6年生 全国学力・ 3年生 3年生 9.9% (H24) (H27) (H29) 12.7% (H27) (H29) 12.5% (H29) 12.9% (H29) 6.2% ・企業経営 ナーの開 ・担外の (H27) (H29) ・企業経営 ナーの開 ・ リーの開					
			食率	中学3年生					6.2%	・企業経営者、人事担当者を対象にした健康経営セミナーの開催 ・県内2事業所で保健所等の介入による従業員の健康
			主食・主菜・副菜を組み合わせた食 事が1日2回以上の日がほぼ毎日の 者の割合(20歳以上)			69. 2%	73.9% (H28)	-	80%	づくりの支援プログラムの実施 (健康プログラム) 〇中学校・高校へ学校のニーズにあった栄養士を派遣
	-	管理栄養士等が 栄養管理を行っ ている給食施設 の増加	管理栄養士又は栄養士を配置して いる特定給食施設の割合		衛生行政報告例	70.5% (H23)	73.4% (H28)	75.4% (H29)	80%	
身体活	動道	運動習慣者の割	20~64歳の運動習慣者	男性の割り	県民健康	29. 4%	34.8% - 36% ○ やまがた健康フェアの開催 ○ 企業や地域団体の特色ある健康 事例の普及(やまがた健康づく	○企業や地域団体の特色ある健康づくりの顕彰による優良事例の普及(やまがた健康づくり大賞)○市町村と協働で、健康づくりをポイント化し協力店が特		
- 運	動	動 合の増加 合 ・栄養語 女性	·栄養調査	21. 8%	25.7% (H28)	-	33%	- 典を提供する「やまがた健康マイレージ事業」の実施 ○住民の身近な場所に健康づくりに取り組める拠点の 「やまがた健康づくりステーション」の創設経費への 補助(再掲) ○住民同士が連携・協力して主体的に運営する「総合型地 域スポーツクラブ」の創設・育成支援		
休 養	. -		睡眠による休養を十分と 者の割合(20歳以上)	れていない	県民健康 •栄養調査	24. 8%	26. 7% (H28)	-	15%	○保健所による出前講座の実施(再掲) (学校、企業等の依頼に対応) ○各保健所、精神保健福祉センターにおける電話や体面に
こころの 健 康	康	自殺者の減少	自殺者の割合(人口10万	5対)	人口動態統計	22.8 (H23)	19.9 (H28)	19. 2 (H29)	17	- よる心の健康相談を実施 ○アルコール関連問題支援者向け研修の実施 ○民間支援団体が行う相談事業等への補助 ○心のサポーター養成研修の開催

分	野	目標	評価 指	標	指標出典	計画策定 現状値	中間見直 現状値	実績(直近)	目標値 (H34)	平成30年度の主な県の施策
			生活習慣病のリスクを 量を飲酒している者の		Ė	17.6%	18.2% (H28)	-	13%	
			(20歳以上)	女性	県民健康	7. 3%	8.0% (H28)	-	6.4%	○保健所による出前講座の実施(再掲) (対対 へがなのなまだなおよ)
飲	酒		未成年者の飲酒割合	高校3年生男	·栄養調査 子	4. 3%	5% (H28)	-	0%	(学校、企業等の依頼に対応) ○各保健所、精神保健福祉センターにおける電話や体面に よる心の健康相談を実施(再掲)
		未成年者及び妊 娠中の女性の飲 酒をなくす	N/W H 40 M(H H) H	高校3年生囡	子	2.0%	0% (H28)	-	0%	○アルコール関連問題支援者向け研修の実施(再掲)
			妊娠中の女性の飲酒	割合	母子保健事業 のまとめ	4.2% (H23)	1.1% (H28)	0.7% (H29)	0%	
			成人の喫煙率			20.5%	20.2% (H28)	-	12%	
				20歳代男性	=	40.5%	42.0% (H28)	-	全国値以下	 ○保健所による出前講座の実施(再掲) (学校、企業等の依頼に対応) ○保健所に禁煙窓口を設置し、禁煙相談の実施 ○保健所が市町村実施の妊産婦、乳幼児健診において連携して禁煙支援の実施 ○関係機関・団体、飲食店等への個別訪問による受動喫煙防止対策に取り組む施設の拡大 ○禁煙治療実施医療機関を県のホームページで紹介 ○各種イベント等における受動喫煙防止に関するチラシ配布等による普及啓発
		喫煙率の減少 (特に20〜30歳 代の喫煙率の減 少)	20~30歳代の喫煙率	20歳代女性	県民健康 •栄養調査	16.8%	10.5% (H28)	-	全国値以下	
			1 0 0 0 0 MAT (2) 0 ME (30歳代男性	=	46.8%	51.9% (H28)	-	全国値以下	
				30歳代女性		19.6%	13.4% (H28)	-	全国値以下	
			未成年者の喫煙率	高校3年生男		2.1%	4.8% (H28)	-	0%	
喫	煙			高校3年生囡		0%	0% (H28)	-	0%	
			妊娠中の女性の喫煙率		母子保健事業 のまとめ	2.9% (H23)	1.7% (H28)	1.5% (H29)	0%	○やまがた受動喫煙防止宣言実行委員会による「やまがた 受動喫煙防止宣言」に基づく取組の評価検証
				行政機関		3.6% (H24)	3.6% (H28)	-	0%	○山形県受動喫煙防止対策推進委員会による受動喫煙防止 の取組みをさらに推進するための対策の検討(受動喫煙 防止条例の制定)
			巻会 受動喫煙の機会を有 する者の割合	医療機関	7	2.4% (H24)	1.9% (H28)	-	0%	○小・中・高・特別支援学校の教職員、薬剤師、警察、健 康福祉部局等対象にした『喫煙・飲酒・薬物乱用防止に
				職場	県政アンケート	31.9% (H24)	32.2% (H28)	-	0%	- 関する指導参考資料』研修会の実施 -
				家 庭		17.0% (H24)	12.0% (H28)	_	3%	
				飲食店		39.3% (H24)	34.7% (H28)	-	15%	

分	野	目 標	評 価 指 標		指標出典	計画策定 現状値	中間見直 現状値	実績 (直近)	目標値 (H34)	平成30年度の主な県の施策
			脳血管疾患の年齢調整死亡	男性		55. 8	43.8 (H27)	-	41.6	○保健所による出前講座の実施(再掲)(学校、企業等の依頼に対応)
		脳卒中・心疾患 による死亡者の	率(人口10万対)	女性	人口動態統計	31. 7	27.4 (H27)	-	24. 7	○県主催で糖尿病等症例検討会及び糖尿病対策検討会の 開催
		減少	虚血性心疾患の年齢調整死	男性	八口勁恐心口	33. 1	34.5 (H27)	-	31.8	○置賜地域での糖尿病重症化予防モデル事業の実施 ○各保険者、検診機関の担当者を対象にした特定保健指導 従事者研修会の開催
循環			亡率(人口10万対)	女性		15. 4	11.1 (H27)	-	13. 7	○県ホームページでの糖尿病専門外来や糖尿病教室等の情報発信
疾		メタボリックシン ドロームの該当者 及び予備群の減少	平成20年度と比べたメタボリッドローム該当者及び予備群の率	減少	1× ヘ ナ	6.7% の減少	20.12% の減少 (H27)	8.03% の減少 (H28)	25%以上の 減少	○糖尿病予防リーフレットの作成・配布 ○「減塩プロジェクト事業」の実施(一部再掲:県立米沢 栄養大学と連携)
			# H28から分母に服装 数値がH27より低下 特定健康診査の受診率				60. 0% (H27)	61. 2% (H28)	70%	・適塩弁当の販売 ・イベント等における減塩の普及・啓発 ○市町村と協働で、健康づくりをポイント化し協力店が特 典を提供する「やまがた健康マイレージ事業」の実施
		健指導の美施率の 向上 	特定保健指導の終了率			17.0%	22.6% (H27)	24.8% (H28)	45%	(再掲) ○住民の身近な場所に健康づくりに取り組める拠点の 「やまがた健康づくりステーション」の創設経費への
		糖尿病による合 併症の減少	糖尿病腎症による年間新規透析導 入患者数		日本透析学会 資料	94人	120人 (H27)	136人 (H29)	90人	補助(再掲) ○職場における健康づくりを推進するための健康経営の 普及・啓発(再掲) ・企業経営者、人事担当者を対象にした健康経営セミ ナーの開催
糖尿		メタボリックシンド ロームの該当者及び 予備群の減少	_			一 再 掲 一				・県内2事業所で保健所等の介入による従業員の健康 づくりの支援プログラムの実施 (健康プログラム:再掲)
	1	特定健診・特定保健 指導の実施率の向上			一 再 掲 一				○「通いの場」等で実践する介護予防プログラムの作成	
慢性閉 性肺疾	寒 患	C O P D の認知 度の向上	COPDの認知度(20歳以上)		県政アンケート	45.4% (H24)	42.6% (H28)	-	80%	○保健所による出前講座の実施(再掲)
			運動習慣のある高齢者の割	男性		50. 1%	49.5% (H28)	-	58%	○置賜保健所作成の「電子レンジらくらく献立集」の普及 ○やまがた健康フェアの開催(再掲) ○企業や地域団体の特色ある健康づくりの顕彰による優良 事例の普及(やまがた健康づくり大賞:再掲)
高齢者	ŀ	高齢者の心身機 能の維持向上	合(65歳以上) 女性	女性	県民健康	42. 1%	47. 2% (H28)	-	48%	● 前の音及(やまがた健康づくり入員・円指) ○ 市町村と協働で、健康づくりをポイント化し協力店が特典を提供する「やまがた健康マイレージ事業」の実施 (再掲) ○住民の身近な場所に健康づくりに取り組める拠点の
健	康		栄養バランスを考えて食事をとって いる高齢者の割合(65歳以上)		·栄養調査	71.8%	77.5% (H28)	_	80%	○ 「色氏のまたな場所に健康 つくりに取り組める拠点の「やまがた健康づくりステーション」の創設経費への補助(再掲) ○ 「通いの場」等で実践する介護予防プログラムの作成 ○ 高齢者の生きがいづくりや多様な生活支援活動の担い手
			地域活動に参加している高齢 割合(65歳以上)	者の		35. 2%	40.3% (H28)	-	45%	○ 同齢者の生さがパラくりや多様な生活又後活動の担バチを養成するため介護予防・生活支援拠点の実践者にノウハウ等習得講座の開催 ○ 市町村が開催する地域ケア会議への専門職派遣等

分 野	目 標	評価指	標	指標出典	計画策定 現状値	中間見直 現状値	実績 (直近)	目標値 (H34)	平成30年度の主な県の施策		
			男	生 国立がん研究	106. 2	91.2 (H27)	89. 9 (H29)	<u> </u>			
	がんによる死亡 者の減少	がんの75歳未満年齢記 亡率(人口10万対)	調整死女	報サービス「か	56. 9	52.6 (H27)	50.1 (H29)	_	《がん対策県民運動の実施(●印)》		
			男女	ん登録・統計」	80.6	71.4 (H27)	69.7 (H29)	67	●がん検診受診促進のためのイベント等における普及啓発 ●病院外のがんに関する相談窓口である「がん総合相談支援センター」の設置		
			胃がん		47.0%	57.0% (H28)	-	60%	■ 後にフター」の設画 ■子宮頸がん及び乳がん検診の休日検診機会の拡大 ■がん教育を受けた子供から家族にがん検診受診を促す		
			肺がん		35. 5%	60.6% (H28)	-	60%	メッセージ事業の実施 ●若い頃からがん予防に対する関心を高めるため、健康教		
がん	がん検診の受診	がん検診の受診率	大腸がん	国民生活 基礎調査	36. 3%	53.6% (H28)	-	60%	室による正しい知識やがん予防の普及啓発 ●医療用ウイッグ購入費への助成 ○がん検診の事業評価及び精度管理の推進のための外部有		
	率の向上		子宮がん	,	42. 1%	46.3% (H28)	-	60%	職者を交えた協議会等の開催 ○地域がん登録及び全国がん登録の実施		
			乳がん		40.8%	46.8% (H28)	-	60%	(がんの罹患や転帰の状況を登録、集計、分析する「がん登録」を実施し、罹患率や生存率などがん対策を進める上で必要なより正確ながんの実態を把握)		
		がん検診の精密検査受診率		山形県がん 検診成績表	76.0∼ 88.4% (H23)	80.7%~ 89.7% (H27)	79.1%∼ 92.7% (H28)	100%	○市町村と協働で、健康づくりをポイント化し協力店が4 典を提供する「やまがた健康マイレージ事業」の実施 (再掲)		
	全てのがん患者と	その家族の苦痛の軽	減と療養生		(1714)						
	がんになってもこれまでどおり安心して暮らし続けられる社会の構築										
		8020達成者の割合		県民健康	37.0%	48.5% (H28)	-	55%	○歯科健診受診促進のためのイベント等における普及啓発		
	歯の喪失防止と	歯間部清掃用具を使用している人の 割合(18歳以上)		・栄養調査	43.0%	52.8% (H28)	-	65%	○歯科口腔保健の普及・啓発や調査・研究などを行う「山 形県口腔保健支援センター」の設置・運営		
		成人の喫煙率			_	再 掲 -			○モデル事業所における歯科保健指導の実施による働き盛 り世代のかかりつけ歯科医の普及・定着		
		20~30歳代の喫煙率				再 掲 -			○在宅歯科診療ができる歯科医師・歯科衛生士養成講習会		
歯・口腔 の 健 康		60歳代における咀嚼良	良好者の割っ	県民健康 ・栄養調査	74. 3%	74.0% (H28)	-	80%	の開催 ○在宅歯科診療の初度設備整備への補助 ○在宅歯科医療連携室の設置・運営		
以及水		むし歯のない3歳児の割合		母子保健事業 のまとめ	70. 2%	79. 8% (H27)	82. 1% (H29)	90%	○在宅国内区原建協室の設置・建営 ○在宅医療の拡充に向けて歯科専門職を含む多職種連携に 取り組む関係団体への		
	者の増加	12歳児の一人平均む	12歳児の一人平均むし歯本数		1.1本	0.7本 (H28)	0.5本 (H29)	0.5本	○特別支援学校におけるフッ化物歯面塗布の実施○障がい者歯科保健の従事者を対象とする研修会の開催		
	過去1年間に歯 科健診を受診し	過去1年間に歯科健診 の割合(18歳以上)	を受診した	者 県民健康 ・栄養調査	44.6%	_	-	65%	○女性歯科医師・歯科衛生士の復職支援のための研修会の 開催		
	た者の増加	かかりつけ歯科医を持 (20歳以上)	 つ者の割合	県政アンケート	67. 9%	80.2% (H28)	-	80% (H29)	○歯科保健に関するマニュアルの改訂		

平成30年度主要事業の実施状況(健康増進分野)

1 減塩プロジェクト事業

(1) 夏休み食体験プログラム

① 目的

子ども世代に対して、食体験の場を提供し、将来的な健康づくりにつなげるもの。

② 実施概要

夏休み期間中に、県内5か所の放課後児童クラブにおいて、県栄養士会が作成した、 調理の実践体験、食育クイズや適塩体験等を含むプログラムに基づき、県食生活改善 推進協議会の該当市町村協議会が実施。

③ 日時、参加者数等

	市町村名	開催日時	対象者	人数	
1	東根市	平成30年8月6日(月)	神町公民館	12	
2	朝日町	平成30年8月9日(木)	放課後児童クラブりんごっこ	28	
3	金山町	平成30年7月27日(金)	めばえの森	25	
4	高畠町	平成30年7月28日 (土)	あおたけ (高畠地区学童)	40	
5	遊佐町	平成30年8月4日(土)	藤っ子放課後教室	7	
合 計					







(2) 健康な食環境整備推進事業

① 目的

高血圧等を予防し健康長寿日本一を実現するため、米沢栄養大学、県内スーパーマー ケット等と連携し、「適塩弁当」の開発・販売を通じ、減塩しやすい食環境を整備する。

② 実施概要

米沢栄養大学が「適塩弁当」の基準(食塩相当量3g未満、野菜使用量120g程度) を満たす献立を開発し、協力事業者と担当保健所が連携しながら販売用に献立をアレン ジする。同大学による監修を経て「適塩弁当」として協力事業者の店舗で販売する。

③ 協力事業者

平成30年度(イオン、主婦の店)

平成27~29年度(おーばん、イオン、キムラ、生協、主婦の店、郷野目ストア)

④ 販売月日等(平成31年2月時点)

担当保健所等	村山	庄内
担当スーパー	イオン(マックスバリュ)	主婦の店
	春(3月3日~4月末)	
販売季節	夏(6月2日~9月2日)	秋・冬
(発売日)	秋 (9月8日~12月16日)	(10月20日~2月24日)
	冬 (1月12日~2月24日)	
販売店舗数	30店舗	4店舗
価格(税抜)	498円	498円
	○主に週末、感謝デーで販売	
備考	○9月22日~23日	 ○主に週末の販売
// // // // // // // // // // // // //	健康フェアで販売(各日80個)	
	販売	





【イオン: 平成30年度 冬の適塩弁当】 【主婦の店: 平成30年度 秋・冬の適塩弁当】

2 やまがた健康フェアの開催

① 目的

健康づくりを担う関係機関・団体と協働して健康・医療・ 介護予防に関する様々な情報を県民に発信し、若い方から 高齢者まで自発的な健康づくりや生活習慣の見直しや定期 的な健診受診を促すとともに、健康無関心層に対し、健康 づくりを行う契機を提供することにより、県民一人ひとり の健康意識向上を通じて、健康長寿日本一を目指す。



- ・各事業PR、健康度チェックや相談ブースの設置
- ・ロコモ予防体操や介護職の魅力についてステージ発表
- ・著名人の講演会 等
- ③ 日時・場所

開催日: 平成30年9月22日(土)及び9月23日(日)

会 場:山形国際交流プラザ

(山形ビッグウイング:山形市平久保)

④ 参加者数:11,239人





3 やまがた健康づくり大賞

① 目的

健康づくりに積極的に取り組み、他の模範となる企業及び団体等を顕彰することにより、その功績等を称えるとともに、その活動内容を広く紹介し、県民の健康づくりを推進する

② 審查部門

「企業部門」「地域団体部門」の2部門(「企業部門」はH31から「健康経営部門」に変更)

③ 募集期間

平成30年8月21日~10月26日

④ 応募件数

5件(企業部門1件、地域団体部門4件)

⑤ 選考結果

企業部門 ㈱ジェイ・サポート(山形市)

地域団体部門 出羽23区幸町自治会(山形市)・郡山若松会(南陽市)

4 やまがた健康マイレージ事業

① 目的

県民の自発的な健康づくりの取組みを促進するため、楽しみながら継続的に健康づくりが実践できる環境を整え、県民の生活習慣の改善を図るとともに、健康寿命を伸ばし、健康長寿やまがたを実現する。

② 実施市町村数

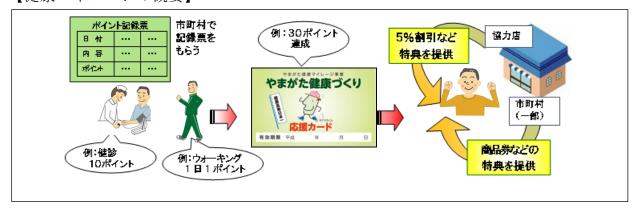
32市町村※未実施3市町村(鶴岡市、大蔵村、小国町)

③ 協力店舗数 (平成31年2月現在)

663店舗(※平成31年3月現在では719店舗となる見込み)

※ 子育てパスポートの協賛店(約2,200店舗)に健康マイレージ事業協力店参加依頼の文書を送付した。

【健康マイレージの概要】



5 やまがた健康づくりステーション事業

① 目的

自主的・主体的に健康づくりに取り組むことができる拠点の創設に対する支援を行うことにより、幅広い年齢層に対する健康意識の底上げを図るとともに、健康づくりの実践を促す。

② 事業種類

「広域集客型]

概要:子どもから高齢者まで幅広い年齢層の県民が利用する施設を活用した健康 づくりに関する事業の実施を支援する。

対象: 民間企業·団体等

「地域密着型〕

概要: 県民が気軽に通える公民館等を拠点とし、住民が主体となった健康づくり活動を支援する。住民主体の運営により、地区住民の絆が深まり、ソーシャルキャピタル(社会関係資本)の醸成も期待される。

対象: 町内会、地域住民有志 NPO・ボランティア団体等

③ 採択箇所数

 [広域集客型]
 2 か所

 「地域密着型]
 11か所

6 糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業

① 目的

「健康やまがた安心プラン」における目標達成の困難性から、糖尿病及び慢性腎臓病の重症化予防に重点的に取り組み、新規透析導入患者数の減少を目指すもの。

② 概要

各関係機関で既に行われている取組みを尊重しながら、3年計画で糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業に重点的に取り組む。

	28年度	29年度	30年度	
〇未受診者対策			-	
〇医療中断者対策			-	
〇糖尿病患者等の合併症予防			-	

③ 会議日時

第1回糖尿病等対策検討会

日 時:平成31年1月28日(月) 14:00~15:30

会 場:県庁10階 1002会議室(山形市松波二丁目8-1)

内 容:(1)糖尿病及び慢性腎臓病(CKD)重症化予防プログラムについて

(2)糖尿病及び慢性腎臓病(CKD)重症化予防に関する取組みについて

参集範囲:県糖尿病対策推進会議、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、

県看護協会、県栄養士会、県保険者協議会、各保健所等

7 健康経営推進事業

(1)健康経営セミナーの開催

① 目的、概要

県内事業所における従業員の健康づくりを推進するために、県内の経営者や人事担当者を対象に、いわゆる健康経営※に係る政府の取組みや県内の最新事例などを紹介するセミナーを開催する。

- ※「経営者が従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資である との考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。」
- ② 実施内容
 - I 関係者による情報交換会
 - ○日時等 平成30年11月5日(月)11:30~ 山形ビッグウイング2階交流サロン
 - ○参加者 ・東京大学政策ビジョン研究センター特任教授 内閣府経済財政諮問会議専門委員(社会保障担当) 古井 祐司氏
 - ・山形県健康福祉部健康づくり推進課、健康福祉企画課
 - ・全国健康保険協会山形支部長、企画総務部長、企画総務グループ長
 - ・山形商工会議所、酒田商工会議所、米沢商工会議所、新庄商工会議所 長井商工会議所、天童商工会議所、
 - ·健康保険組合連合会山形連合会会長代行
 - ・アクサ生命保険株式会社山形支社長、 山形支社山形営業所長、

MCVP統括部長、健康経営推進室

山形放送株式会社取締役営業局長、 営業局営業部統括部長

○概 要 古井祐司氏-健康経営の効果等、県-健康経営推進の取組み等

- Ⅱ 健康経営キックオフセミナー ~健康経営を「知る」から「実践」へ~
 - 〇日 時 平成30年11月5日(月)13:30~16:00
 - ○参加数 約160人
 - 〇内 容 講演1「働き盛り世代の健康投資は地域を活性化する」 古井 祐司氏 パネルディスカッション



「山形県内企業による「健康経営実践法」」

- ・山形陸運㈱(健康経営優良法人 2018)
- ・㈱ジェイ・サポート (同上)
- ・(社福) 敬寿会沼木敬寿園 (H29 やまがた健康づくり大賞)

講演2「みるみる距離が縮まる!入江流コミュニケーション術」 よしもとクリエイティブエイジェンシー所属 カラテカ 入江 慎也氏



(2)健康プログラムの実施

目的

「健康経営」の視点で生活習慣病発症予防及び重症化予防を実践する

② 概要

平成27年度に県立米沢栄養大学が開発した、望ましい食習慣や運動習慣に導く「健康 プログラム」を、県内2事業所で実施。

③ 実施個所、事業所

保健所名	実施事業所	介入期間	実施人数
村山保健所	日産部品山形販売株式会社	10/5~12/4	10名
置賜保健所	置賜建設株式会社	9/25~11/18	60名

【健康プログラムの内容】

- ①介入前の食生活等調査 ②介入前結果返却 ③健康教室(栄養・料理・運動)の実施
- ④介入後食生活等調査 ⑤介入後結果返却

8 喫煙対策総合推進事業

目的

平成27年2月「やまがた受動喫煙防止宣言」を制定し、受動喫煙のない健康で快適な 山形県を実現させるため、県民みんなが受動喫煙のない地域づくりを進めるという強い 意志を表明し、県民総参加で受動喫煙防止に取り組むこととした。

本県では20、30歳代の出産、子育て世代の喫煙率が全国より高く、不特定多数の者が利用する施設の受動喫煙防止対策実施率は、飲食店40.2%、理容店27.9%と十分とは言えない状況にある。

このような状況を踏まえ、「やまがた受動喫煙防止宣言」の中期目標として掲げた達成目標の早期達成に向け、受動喫煙防止対策を積極的に展開していくとともに、禁煙支援や未成年及び妊娠中の女性の喫煙防止対策を実施する。

② 事業内容

- I 「やまがた受動喫煙防止宣言」の普及
 - ア)イベント等における普及啓発

県、市町村、関係団体、民間企業が実施するイベント、会議及び研修会等の様々な機会を捉え「やまがた受動喫煙防止宣言」を周知し、宣言及び受動喫煙防止の普及啓発

- イ) ホームページ等を活用した普及啓発
 - ・県ホームページ掲載(通年)
 - ・フェイスブック掲載、ラジオ放送、受動喫煙防止宣言の記事広告掲載 (5月)
- ウ)「わたしたちの受動喫煙防止宣言」の募集 ホームページへの掲載
- エ)「やまがた受動喫煙防止宣言実行委員会」の開催
 - 〇日時 平成30年5月16日(水) 14:30~
 - ○内容 「やまがた受動喫煙防止宣言」における中期目標の達成状況等の評価検証

- Ⅱ 施設等における受動喫煙防止対策の推進
 - ア) 受動喫煙防止対策説明会の開催

食品衛生協会主催の食品衛生責任者講習会において、飲食店等の施設管理者に対し受動 喫煙防止対策の説明

イ) 巡回訪問による受動喫煙防止啓発活動の実施

保健所職員が、民間施設(飲食店等)を巡回訪問し、受動喫煙防止対策の啓発

ウ) 個別訪問等による受動喫煙防止対策実施の依頼

健康づくり推進課・保健所職員が、関係機関・団体を訪問等し、受動喫煙防止対策の実施を依頼

エ) 受動喫煙防止対策を講じた病院及び市町村名の公表

禁煙週間(5/31~6/6)に合わせて、受動喫煙防止対策を講じている病院及市町村(広域事務組合を含む)管理施設の受動喫煙防止対策実施状況を公表

- ・敷地内禁煙にしている病院 63 病院 (H28 59 病院)
- ・管理施設すべて敷地内禁煙又は建物内禁煙にしている市町村 30 市町村 (H28 27 市町村)
- ・完全分煙などの対策を実施している施設がある市町村 5市町
- Ⅲ 禁煙支援の推進
 - ア) 禁煙相談の実施

保健所に禁煙相談窓口を設置し、県民からの相談に対応

イ) 禁煙治療実施医療機関の情報提供

「保険適用による禁煙治療実施医療機関」の把握を随時行い、把握した医療機関 を山形県ホームページに掲載し、情報提供

- IV 未成年及び妊娠中の女性の喫煙防止対策の推進
 - ア) 妊産婦及びその家族に対する禁煙支援の推進

各保健所において、妊産婦・乳幼児健診等の機会を利用し、市町・医療機関と連携した禁煙支援

- イ) 未成年者の喫煙防止教室等の実施
 - ・小中学校・高等学校、大学、PTA 等に喫煙防止に関するリーフレット等の提供
 - ・保健所職員が出前健康教室を実施
- ウ) 若年者等を対象とした喫煙に関する知識の普及啓発

企業や各種団体に対して若年者向け禁煙・分煙リーフレットの配布し、禁煙支援 を行うと共に喫煙による健康影響についての啓発

- V 今後の受動喫煙防止対策の検討
 - ア)山形県受動喫煙防止対策推進委員会を設置

今後の受動喫煙防止対策のあり方を検討するため、平成30年7月に山形県受動喫煙防止対策推進委員会を設置

- イ) 推進委員会等の開催
 - ○推進委員会 第1回-7月31日、第2回-8月24日、第3回-10月5日
 - ○ワーキングチーム会議 第1回-9月6日、第2回-9月19日
- ウ) 山形県受動喫煙防止条例の制定(平成30年12月25日公布) 県議会12月定例会において「山形県受動喫煙防止条例案」が可決

平成30年度主要事業の実施状況(がん対策分野)

1 がん対策県民運動推進事業費

(1) がん総合相談支援センター運営事業

① 目的

がん患者やその家族の相談窓口として、各地域の拠点病院に設置している「相談支援センター」を補完し、相談機能を充実するため、治療に関することだけでなく、仕事と治療の両立や療養生活に関することなど、がん患者やその家族の悩みにより添える相談窓口を病院以外に設置するとともに、がん経験者の協力を得て、患者同士、家族同士で支え合うことのできるピアサポート活動の支援を行う。

② 事業の概要

ア 相談窓口の設置

「がん総合相談支援センター」を山形検診センター(山形市蔵王成沢)に、「がん 総合相談支援センター庄内支所」を庄内検診センター(酒田市東町)に設置

イ ピアサポート事業

- 県民や医療関係者などの理解を深めるために、ピアサポートセミナーを開催
- 養成講座やフォローアップ研修会を開催(ピアサポーター養成:平成29年度33人、平成30年度11人 計44人)
- 活動支援(ピアサポーターの派遣や活動場所の紹介、活動場所の提供等)
 - ※ 「ピアサポート」とは、がんの治療をした方やその家族が、経験を共有し、 ともに考え、がん患者の方やその家族等を支援する活動をいい、ピアサポート をする人をピアサポーターという。
- ウ がん検診受診促進などの啓発活動
- エ がんサポートハンドブックの作成
- ③ 事業実績(相談件数)

平成29年度(平成29年10月~平成31年3月) 75件(窓口11件・電話64件) 平成30年度(平成30年4月~12月) 250件(窓口61件・電話100件・出張相談89件)

(2) 女性のがん検診受診率向上対策

① 目的

現在、女性特有のがんである子宮頸がんの本県の検診受診率は、全国1位、乳がんの検診受診率は、全国3位と高いながらも、それぞれ46.3%、46.8%と50%にも満たない状況にある。

家庭のこと、子どものこと、仕事のことなど、何かと忙しく自分のことは後回しになりがちな女性が受診しやすい環境づくりを推進し、受診率を向上させるため、10月の「がん検診推進強化月間」に合わせて、休日や平日夜間に検診が実施されるよう支援する。



② 概要

平成30日10月21日(日)を県内一斉実施日とし、10月に市町村が実施する子宮頸がん 検診及び乳がん検診において、医師など検診従事者の確保が困難な場合の従事者派遣経 費を検診機関に補助

③ 実績

県内一斉実施日を中心に、期間中599名が検診を受診(平成29年度実績569名)

2 がん医療高度化推進事業費

(1) 都道府県がん診療連携拠点病院機能強化事業

① 概要

県の中心的ながん診療機能を担い、地域がん診療連携拠点病院(県立中央病院)で専門的ながん医療を行う医師、薬剤師、看護師等を対象とした研修の実施、情報提供、症例相談や診療支援を実施し県がん診療連携協議会を開催する。

さらに、自院の機能強化を図り、がん患者及びその家族等に対する相談支援、がんに 関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、質の高いがん医療の供給 体制を確立する。

(2) 地域がん診療連携拠点病院機能強化事業

① 目的

厚生労働大臣が指定した「地域がん診療連携拠点病院」において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者や家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

② 对象 日本海総合病院、山形市立病院済生館、山形県立新庄病院、公立置賜総合病院

3 健康長寿県やまがた推進基金活用事業費

① 目的

基金を活用し、がんに対する関心が薄い20代から30代の若者に対し、がんに関する正 しい知識やがん予防の普及啓発を行うとともに、受診経費の支援を行い、健康意識の向 上を図る。

② 概要

ア 若者に対するがんに関する正しい知識の普及 がんに関する正しい知識やがん予防の普及啓発等の健康 教育を実施する。

イ 受診費用の一部支援

若者が気軽に検査を受診できるよう、受診費用の一部を 支援する。



健康教室の様子

③ 事業実績

平成31年1月までに延べ798名が検査を受診し、健康教室に参加した。

平成 30 年度主要事業の実施状況 (歯科口腔保健分野)

1 やまがた健康フェア 2018 での歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発

① 目的、概要

やまがた健康フェアにおいて、県歯科医師会、県歯科衛生士会、県歯科技工士会とと もにブース設置やステージイベントにより、むし歯や歯周病予防、口腔機能の維持・向 上に関する普及啓発や、訪問歯科診療等に関する情報提供を行う。

- ② 日時 平成30年9月22日(土)・23日(日)
- ③ 場所 山形ビッグウイング1階展示場
- ④ 内容
 - I ブース「いい歯の日コーナー」
 - ア) 日本歯科医師会が提唱する「生活歯援プログラム」 を活用した歯科保健指導
 - イ) 唾液潜血検査(歯周病リスク検査)
 - ウ) 口腔乾燥度チェック
 - エ) 石膏を使ったキャラクター模型作成
 - 才)訪問歯科PR(DVD放映)
 - 力) 歯科補綴物展示・説明

ブース訪問人数:1日目 309名

2 日目 369名 計 678名



「健口体操~これで10歳若返り!?若さの秘訣はお口から~」 歯と口の役割、口と若さの関係、訪問歯科診療等の講話



ブース「いい歯の日コーナー」



ステージイベント「健口体操」

2 第 20 回山形県歯科保健大会

① 目的

「やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例」並びに「健康やまがた安 心プラン」に基づき、本県における歯科保健の円滑な推進及び県民に 対する歯科保健に関する普及啓発を図ることを目的に開催。

今年度メインテーマ: 健口長寿~よく噛んで健康寿命をのばそう~

- ② 日時 平成30年11月4日(日)
- ③ 会場 山形ビッグウイング2階大会議室
- ④ 参集者・団体



関係団体(県医師会、県看護協会、県栄養士会、県食生活改善推進協議会、県歯科衛



生士会、県歯科技工士会、郡市地区歯科医師会等)

- ⑤ 内容
 - I 歯科保健関係表彰
 - ・HAPPY COME COME 8020達成者コンクール表彰→達成者729名
 - 山形県歯科保健功労者表彰
 - ・山形県ヘルシースマイル校表彰
 - ・山形県保育所(園)・幼稚園・認定こども園・児童館よい歯の表彰
 - ・歯・口の健康に関する図画・ポスター・標語コンクール表彰
 - Ⅲ 講演:「健康長寿への第一歩:オーラルフレイル予防とは」講師 東京都健康長寿医療センター歯科口腔外科 部長 平野 浩彦 氏

3 各市町村で実施する歯周疾患検診

① 概要

歯周疾患検診の実施(市町村、県、国が1/3ずつ負担)

② 対象者

当該年度に40歳、50歳、60歳、70歳に達する者

③ 受診方法

対象者に対して市町村で案内通知を発送。対象者は指定された歯科診療所に予約の うえ、受診(35市町村で実施 平成29年度受診率: 2.9%)

4 歯科口腔保健の普及啓発や調査研究等を行う「山形県口腔保健支援センター」の設置運営

① 目的、概要

「歯科口腔保健の推進に関する法律(H23.8.10公布・施行)」に基づき、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関(法第15条)として、山形県健康福祉部健康づくり推進課内に「山形県口腔保健支援センター」を設置。

② 開所日

平成30年6月4日(月)

③ 組織体制

センター長 (健康づくり推進課長)

副センター長 (健康づくり推進課長補佐 (健康・疾病予防担当))

センター員 (健康づくり推進課主査)

センター員 (健康づくり推進課主査 歯科医師) ※センター兼務

センター員(健康づくり推進課非常勤嘱託職員 歯科衛生士)※センター専任

- ④ 業務内容
 - ア) 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等(法第7条)
 - イ) 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等(法第8条)
 - ウ) 障がい者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等(法第9条)
 - エ) 歯科疾患の予防のための措置等(法第10条)
 - オ) 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等(法第11条)

5 山形県行政歯科専門職研修会

① 目的

山形県内の行政機関に勤務する歯科専門職(歯科医師及び歯科衛生士)が歯科口腔保健に必要な知識の共有、 資質の向上及び歯科口腔保健の積極的な推進を図ることを目的に情報共有や意見交換を行うための研修会。

② 日時

平成30年9月18日(火)

- ③ 場所山形県庁1102会議室
- ④ 内容
 - ア) 講演「行政機関における歯科衛生士の役割とは」 講師 上山市健康推進課地域保健係主査 鑓水 麻里 氏
 - イ)情報交換(歯科保健等の取組みについて)

6 成人歯科保健対策推進事業

① 目的、概要

事業所に歯科衛生士が訪問し(歯科医師も同行)、唾液潜血検査・ガムによる咀嚼力 判定と、「生活歯援プログラム」を活用した歯科保健指導を行い、精密検査が必要な 者に歯科医院の受診を促す。(県歯科医師会に委託)

② 実施箇所

県内約8事業所で実施中。事業所の選定は協会けんぽで実施(県、県歯科医師会より協力依頼)。

7 在宅歯科医師養成のための講習会開催

① 目的、概要

在宅歯科診療を行う歯科医師を養成するための講習会を開催(県歯科医師会に委託)

② 日時

平成30年8月25日(十)~26日(日) 研修修了歯科医師35名

③ 場所

山形県歯科医師会館4階大会議室

- ④ 内容
 - ・講演「お家へ行こう―ロ腔機能低下症と訪問診療―」 講師 日本歯科大学教授 ロ腔リハビリテーション多摩クリニック 院長 大学院生命歯学研究科 臨床口腔機能学 菊谷 武 氏
 - ・講演「在宅患者の生活習慣病管理」

講師 日本大学医学部内科学系糖尿病代謝内科学分野准教授 渡邉 健太郎 氏

・講演「管理栄養士から見た中核病院の NST と在宅訪問歯科診療」

講師 米沢市立病院診療技術部療食科 栄養主任

鈴木 文典 氏



研修会の様子

・講演「河北病院における地区歯科医師会との連携について」 講師 山形県立河北病院 院長

多田 敏彦 氏

・講演「在宅歯科診療における肝炎ウイルスの体液汚染対策」 講師 山形大学医学部看護学科臨床看護学講座 教授

齋藤 貴史 氏

8 歯科医師が在宅歯科診療を実施するための医療機器整備費用の一部補助

目的

医療・介護・福祉等関係者との連携体制の構築を図るため、在宅歯科医療に必要な医療機器の整備への助成を行う。

② 対象

本県の講習会(上記7)を修了した歯科医師が常勤する歯科診療所等

③ 補助率

2/3

④ 平成30年度補助予定施設数 7施設

9 在宅歯科医療連携室による県民や医療介護職などへの普及啓発

- ・在宅歯科医療連携室の設置・運営
- ① 目的、概要

地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構築するため、在宅歯科 医療連携室を設置・運営。(歯科衛生士1名を配置(県歯科医師会に委託))

- ② 業務内容
 - ア) 医科・介護等との連携窓口
 - イ) 在宅歯科医療希望者の窓口
 - ウ) 在宅歯科医療や口腔ケア指導者等の実施歯科診療所等の紹介
 - 工) 在宅歯科医療に関する広報
 - オ) 在宅歯科医療機器の貸出

10 特別支援学校でのフッ化物歯面塗布の実施

① 目的

障がい児は日常の口腔ケアが困難であることが多く、むし歯になりやすいことから、 障がい児のむし歯予防対策を推進する。

② 内容

事業実施を希望する県内の特別支援学校に歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、保護者が希望する児童・生徒に対してフッ化物歯面塗布を実施する。

特別支援学校18校の児童・生徒を対象に2回、延べ1,682名にフッ化物歯面塗布を実施。

11 障がい者歯科保健研修会の開催

① 目的、概要

障がい者の歯科診療に対応できる人材の育成するため、障がい者の歯科保健医療に関する研修会を開催。(県歯科医師会に委託)

② 日時

平成31年1月19日(日)

③ 場所

山形県歯科医師会館4階大会議室(本会場) ホテルリッチ&ガーデン酒田1階スカンジナビア(中継会場)

- ④ 内容
 - ・講演「障害者歯科臨床の実際」

講師 宮城県立こども病院歯科口腔外科・矯正歯科 部長 後藤 申江 氏

・講演「障害者歯科における歯科衛生士の役割」

講師 宮城県立こども病院診療支援部主任 歯科衛生士 谷地 美貴 氏

- 12 歯科医師及び歯科衛生士の確保対策の推進及び在宅歯科診療に関わる歯科衛生士養成のための研修会の開催
 - ① 目的、概要

臨床の現場を離れた女性歯科医師及び歯科衛生士の復職支援に向けて必要な知識 の習得とともに、在宅における適切な口腔ケアを提供するための高い知識・能力を習 得することができる研修会を開催。(県歯科医師会に委託)

② 日時

平成31年3月31日(日)

③ 場所

山形グランドホテル

- ④ 内容
 - ・講演「(仮) 保健指導 対象者がガッテンする視点を探ろう!

~ガッテン流!演出家的発想法のススメ~」

講師 元ためしてガッテン専任ディレクター 北 折 一 氏

- 13 歯科医療安全管理体制推進研修会の開催(県歯科医師会に委託)
 - (1) 歯科医療安全に関する研修会
 - ① 目的、概要

歯科医師や歯科診療所で働くスタッフの歯科医療安全に関する知識の習得や技術の 向上を図るため研修会を開催。

② 日時

平成30年10月6日(十)(参加者:165名)

③ 場所

山形ビッグウイング 2 階大会議室

- ④ 内容
 - ・講演「トラブル回避に役立つ問題場面での対応術」

~困難な事例を乗り越えるコミュニケーション法~

講師 日本歯科大学附属病院総合診療科 教授

岡田 智雄 氏

(2) 新任歯科医師等研修会

① 目的、概要

新しく歯科医療に従事する歯科医師等を対象として、医療安全管理のための基本的な 考え方及び具体的方策等について研修会を実施。

② 日時

平成30年12月1日(土)·2日(日)

③ 場所

山形県歯科医師会館4階大会議室ほか

④ 内容

社会保険について など

14 乳幼児歯科保健マニュアルの作成(母子歯科保健マニュアルの改訂)

① 目的、概要

本県では、平成10年3月に「母子歯科保健マニュアル」、 平成21年3月に「乳歯むし歯予防マニュアル」を作成し、 主に市町村の歯科健診の現場などで使用されてきたが、食 生活や生活習慣の変化などにより、最近の現状に即してい ない部分も多く見られることから、近年における変更点な どを盛り込んだ「乳幼児歯科保健マニュアル」を作成する。

② 内容

山形県歯科医師会とともに内容の見直し・検討を行う。 作成後は市町村・歯科医院・関係団体等へ配布する。

発行部数:マニュアル1,500部

送付先:県内各市町村・歯科診療所・保育施設等



平成30年度の新たな動きについて

1 改正健康増進法の公布(平成30年7月25日公布)

学校等子どもが主に利用する施設は、「禁煙(屋外に喫煙場所設置可)」とすることなど施設の類型・場所ごとに対策を規定し推進することとされた。

2 山形県受動喫煙防止条例の制定(平成30年12月25日公布)

昨年7月、今後の受動喫煙防止対策を検討する「山形県受動喫煙防止対策推進委員会」 を設置し、この委員会の検討を踏まえ、県を挙げて着実にかつ効果的に受動喫煙防止の取 組みを推進するために、「山形県受動喫煙防止条例」を制定した。

(別紙1「山形県受動喫煙防止条例の概要」参照)

3 健康に関連する計画の見直し(今年3月に改定、策定予定)

① 山形県地域福祉推進計画(第4期)

【位置付け】社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画

【計画期間】2019年度から2022年度まで

(別紙2「山形県地域福祉推進計画(第4期)~互いに支え合いながら県民一人ひとりが活き活きと安心して暮らせる地域を目指して~(案)の概要」参照)

② 山形県アルコール健康障害対策推進計画

【位置付け】アルコール健康障害対策基本法第14条に規定する都道府県アルコール健康 障害対策推進計画

【計画期間】2019年度から2023年度まで

(別紙3「山形県アルコール健康障害対策推進計画(案)の概要〜健康安心社会やまが たを目指して〜」参照)

山形県受動喫煙防止条例の概要

これまでの受動喫煙防止の取組等

●これまでの受動喫煙防止の取組み

・受動喫煙のない健康で快適な山形県を実現させるため、 平成27年2月全国初となる「やまがた受動喫煙防止宣 言」を制定し、県民総参加で受動喫煙防止への取組みを 推進してきた。

【「宣言」の目標(平成29年度)達成状況】 ≪事業者等の取組み≫

① 子どもが主に利用する施設及び病院

【目標:敷地内禁煙の実施率 100%】

	施設種別	H26 年度(基準)	H29 年度				
	学校	小中 97.1% 高校 100%	100.0%				
Ī	幼稚園	85.1%	100.0%				
Ī	児童福祉施設	90.0%	100.0%				
	病院	64.7%	92.8%				

② 公共性の高い施設(主なもの)

【目標:敷地内禁煙又は建物内禁煙の実施率100%】

施設種別	H26 年度(基準)	H29 年度
官公庁施設	90.2%	100.0%
社会福祉施設	68.9%	94.7%

③ 不特定多数の者が利用する施設(主なもの)

【目標:建物内禁煙又は完全分煙等の実施率を平成 26 年度と比較し倍増】

施設種別	H26 年度(基準)	H29 年度
飲食店	27. 0% (40. 0%)	31. 0% (43. 8%)
宿泊施設	30. 6% (62. 5%)	33. 8% (60. 5%)

(注)() 内は空間・時間分煙を含んだ実施率

≪喫煙マナーの向上≫

【目標:受動喫煙を受ける機会を平成24年度と比較し 半減】

場所	受動喫煙を受けた者の割合				
物が	H24 年度(基準)	H28 年度			
職場	31. 9%	32. 2%			
家庭	17.0%	12.0%			
飲食店	39. 3%	34. 7%			

【「宣言」に基づく取組みへの評価】

- ・県民の受動喫煙に関する理解が深まり、一定程度の成果や意識の醸成が進んだ。
- ・一方、子どもの受動喫煙防止を図るための取組みの強 化や飲食店、職場などで更なる取組みが必要である。

●改正健康増進法の公布

・平成30年7月25日に公布された改正健康増進法において、学校等子どもが主に利用する施設は、「禁煙(屋外に喫煙場所設置可)」とすることなど施設の類型・場所ごとに対策を規定し推進することとされた。

●山形県受動喫煙防止対策推進委員会の設置

・受動喫煙防止対策を効果的に推進するため、学識経験者や関係業界等で構成する「山形県受動喫煙防止対策推進委員会」を平成30年7月に設置した。これまでの「宣言」における取組み及びその成果並びに「宣言実行委員会」の意見を踏まえ、今後の効果的な受動喫煙防止対策について検討を行った。

1. 目的

受動喫煙が県民の健康に及ぼす悪影響に鑑み、望まない受動 喫煙の防止に関し、基本理念並びに県等の責務を明らかにする とともに、望まない受動喫煙を防止するために取り組むべき事 項について定めることにより、望まない受動喫煙の防止のため の取組を総合的かつ効果的に推進し、もって県民一人一人が他 人の健康に配慮し、望まない受動喫煙を生じさせることのない 地域社会の実現を図る

2. 基本理念

- ○県並びに市町村、県民、事業者及び施設の管理権原者、保健 医療及び教育関係者、保護者(以下「関係者」という。)が、 受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識を共有 し、相互に連携を図りながら取組みを推進
- ○受動喫煙の防止に関する従来の取組及びその成果を活かし、 法と併せて当該取組を更に推進することにより、健康長寿県 やまがたを実現
- ○子ども、妊産婦等を受動喫煙が健康に及ぼす悪影響から守る
- ○県民一人一人が、県外からの来訪者を、望まない受動喫煙を 生じさせることがない環境をもって迎えるという意識を持っ て取り組む

3. 青務等

〇県の基本的施策

- ・望まない受動喫煙防止のための取組を推進するための環境 整備の促進、関係者に対する助言、支援等の実施
- ・子どもや子育て世代等への受動喫煙防止のための教育等の 推進
- ・望まない受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の 健康への悪影響に関する知識、喫煙マナーの普及啓発や優 良事例などの情報発信

〇県の責務

- ・望まない受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ効果的 に推進
- ・望まない受動喫煙の防止に関する施策について、関係者と 連携し、及び協力して実施

〇県民の責務

- ・受動喫煙が健康に及ぼす悪影響に関する正しい理解
- ・喫煙マナーを遵守し、望まない受動喫煙を防止

○事業者及び施設の管理権原者の責務

- ・施設における望まない受動喫煙防止に係る環境整備への取 組
- ・従業員への望まない受動喫煙防止対策及び望まない受動喫煙防止に関する教育の実施
- ・その業種ごとに組織する団体における、望まない受動喫煙 防止運動の実施

〇保健医療及び教育関係者の責務

- ・望まない受動喫煙の防止のための情報発信及び教育の実施
- ・県、市町村が実施する望まない受動喫煙の防止の取組への協力

〇保護者の責務

・子どもへの受動喫煙の防止及び教育

4. 標識の表示

・屋内禁煙の飲食店は、その旨を記載した標識を入口の見やすい場所に表示

5. 施設毎の対策

〇施設毎の対策

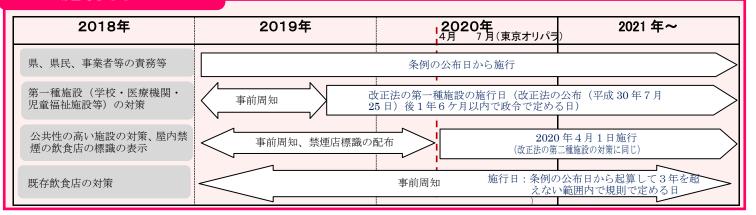
	国(改正健康増進法)		
	施設の類型	講ずべき対策	
第一種施	学校・病院・児童福祉施 設等、行政機関	・禁煙 (屋外に喫煙場所 設置可)	
設	旅客運送事業自動車・ 航空機	・禁煙	
第二種施設	第一種施設以外の多数 の者が利用する施設(職 場等)及び 旅客運送事業船舶・鉄道 ※飲食店も第二種施設 に含まれる	· 原則屋内禁煙 (喫煙専用室等設置可)	
設	既存飲食店の特例		
	客席面積 100 ㎡以下で、個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5,000 万円以下)が経営する既存飲食店	・原則屋内禁煙 (喫煙専用室等設置可) ≪経過措置≫特例 ・主たる出入口への標識 の掲示により喫煙可	

県(条例)			
施設の類型	講ずべき対策		
学校(大学等を除く)・ 医療機関・児童福祉施設等	・禁煙 (屋外にも喫煙場所を設け ないよう努めるものとす る)		
大学等・行政機関等	国と同じ 県では規定しない		
同左	国と同じ 県では規定しない 」		
改正健康増進法で規定する 第一種施設以外の多数の者が利用する施設(職場等)及び 旅客運送事業船舶・鉄道 ※下記の公共性の高い施設、既存 飲食店を除く 公共性の高い施設 (社会福祉施設(老人・障がい)、美術館・博物館、図 書館、体育館等運動施設、 駅舎・バスターミナル、金 融機関・郵便・水道・電気 等の営業所(公共的空間の み)、劇場、映画館、展売 場、集会場、公会堂、観覧	(国と同じ 県では規定しない ・屋内禁煙 (喫煙専用室等を設けないよう努めるものとする)		
場、公衆浴場等)	・改正健康増進法の経過措置の特例に基づき、主たる出入口への標識の掲示により喫煙可とする既存飲食店においても、望まない受動喫煙の防止に自主的に取り組むよう努めるものとする		

(注) は、県独自の内容(罰則は設けない)

※ 旅館・ホテルの客室等及び人の居住の用に供する場所は対象とはしない(国と同じ)

6. 施行日



山形県地域福祉推進計画(第4期)~互いに支え合いながら県民一人ひとりが活き活きと安心して暮らせる地域を目指して~(案)の概要

別紙 2

改定の趣旨

県民誰もが地域で役割を担いながら安心して生活できるようにするため、地域社会の現状を踏まえて計画を見直し、本県の地域コミュニティを基盤として、地域住民等が地域の課題を「我が事」として捉え、複合的な課題、世帯を「丸ごと」支える、住民主体の地域づくりを中心とした地域福祉を推進する。

計画の位置づけ・計画期間

- ■計画の位置づけ
- 社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画 →市町村における地域福祉推進を支援
- 県総合発展計画の部門別計画
- 地域福祉分野の共通指針
- ■計画期間: 2022(H34)年度まで

本県の福祉を取り巻く状況と課題

≪現状≫

家庭単位では解決できないこ とを地域で支えることが必要

- ■人口、世帯等の状況
- 〇 人口減少、少子高齢化の進展
- 三世代同居率、1世帯あたり人員は全国1位 → 減少傾向
- 世帯状況の変化
 - →世帯規模の縮小、高齢夫婦・高齢単身世帯の増加
- 共働き率は全国2位

■地域の状況

複雑化・多様化する課題を包 括的に支援することが必要

- 生活保護世帯数の増加

地域の活動の基盤はある程度整っているが参加しやすい環境づくり

■県政アンケートから

- 地域における住民同士の助け合いや支え合い→行われている、ある程度は行われている61.7%
- 地域の活動に参加する上の課題
 - →仕事・子育て・介護等で忙しく、地域の活動に参加できない 50.7%
- 地域の活動を活発にするために必要なこと→活動に関する情報の提供 39.2%

■新たな動き

- やまがた創生による県民総活躍の実現に向けた取組
- 山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり 条例の制定 など

≪課題≫

- 世帯規模の縮小や高齢夫婦・高齢単身世帯の増加等に伴い、 複雑化・多様化する課題を家庭だけで解決することが困難と なっており、住民同士の支え合いの重要性が増している。
- 住民同士の支え合いの基盤となる地域コミュニティに求められる役割が大きくなっている一方、人口減少や少子高齢化の進展等により、地域コミュニティの機能が低下傾向にある。

計画の目標

県民が互いに支え合い、生きがいを持って暮らせる健康安心社会の実現

本県は、三世代同居率や1世帯あたりの人員が全国1位となっており、親世代から続いてきた住民同士のつながりが強いが、人口減少や少子高齢化の進展等から、地域コミュニティの機能は低下傾向にある。一方、世帯規模の縮小、高齢夫婦・高齢単身世帯の増加等により家庭だけでは課題を解決することが難しくなっており、地域で暮らす住民同士の助け合いがますます重要になっている。このことから、それぞれの地域で引き継がれてきたコミュニティの活性化を図り、これを基盤として住民が協力して地域の生活課題に取り組み、「お互いさま」の心で互いに支え合いながら、県民一人ひとりが活き活きと安心して暮らせる健康安心社会の実現を目指していく。

基本方金

Ⅰ 地域福祉を支える人づくり Ⅱ 地域福祉サービスの基盤づくり

福祉サービスの質の向上や複合的な課題を抱える方を関係機関が連携して包括的に支援する体制の整備、誰もが暮らしやすいまちづくりなど地域福祉サービスの基盤づくりを推進

Ⅲ 県民が安心して暮らせる地域づくり

地域コミュニティを活かした住民主体の支え合いや防災活動、地域で行われる健康づくりへの参加等による孤立防止など地域を挙げて取り組む安全・安心な地域づくりを推進

1 生涯にわたり福祉の心を育む機会づくり

① 家庭や学校(幼少期~青少年期)における 福祉教育の推進

県民がお互いに支え合い、誰もが住みなれた地

域で安心して暮らせるよう、幼少期からの継続的

な福祉教育を基盤として、専門的人材の育成やボ

ランティア活動への支援など地域福祉を支える人

② 地域や職場等で生涯を通して福祉を学び、考える機会の充実

2 お互いを尊重し共生する社会づくり

- ① 障がい者の地域社会における共生の実現
- ② 人権尊重の意識の高揚

づくりを推進

3 福祉を担う専門的人材の育成・確保

- ① 福祉人材の確保・定着支援
- ② 山形県福祉人材センターの活動強化

4 地域福祉の担い手の育成・活動支援

- ① 民生委員・児童委員活動の強化
- ② 社会福祉協議会等中核的団体の取組の充実と 地域コミュニティとの連携強化

5 多様な主体が行う福祉活動等の推進

- ① ボランティアやNPO活動等への参加の促進 と活動の強化
- ② 青少年ボランティア活動の充実・強化
- ③ 企業などの退職者が知識や経験を活かせる機会の充実
- ④ 企業や団体等における社会貢献活動の振興

高校生の除雪 ▶ ボランティア



《主な数値日標》

工 6				
項目	現状	目標		
心のバリアフリー推進	2017 (H29)	2020 (H32)		
員養成数 (累計)	798人	2,000人		
ボランティア活動の行	2016 (H28)	2020 (H32)		
動者率	32. 1%	40.0%		

1 利用者の立場に立った福祉サービス制度の推進

- ① 苦情解決制度の充実
- ② 福祉サービス第三者評価事業の推進

2 高齢者や障がい者等の日常生活の支援

- ① 日常生活自立支援事業の推進
- ② 成年後見制度の活用促進
- ③ 地域生活を可能とする環境整備の推進
- ④ 福祉有償運送などの移動支援の推進

3 地域の実情を踏まえた支援の総合的な提供

- ① 市町村における包括的な相談支援体制の構築
- ② 分野横断的な福祉サービス等の展開
- ③ 福祉・保健・医療サービスの連携

4 希望を持ち自立を目指すことができるセーフティネットの整備

- ① 相談・支援機関の機能及び連携の強化
- ② 児童・高齢者・障がい者の虐待、DV防止 対策の推進
- ③ 生活困窮者の自立支援対策の推進
- ④ 子どもの貧困対策の推進
- ⑤ ひきこもりやニートなどの社会復帰への支援
- ⑥ 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保する ための支援
- ⑦ 自殺対策の推進
- ⑧ 保健医療・福祉を必要とする矯正施設退所者 等への支援
- 5 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

《主な数値目標》

項目	現状	目標
障がい者地域生活支援拠	2017 (H29)	2022 (H34)
点等を整備した市町村数	_	全市町村
子育て世代包括支援セン	2017 (H29)	2022 (H34)
ターを設置する市町村数	21市町村	全市町村

1 共生の地域づくり

- ① 住民主体による支え合いの地域づくり
- ② 高齢者や障がい者等の社会参加や就業機会の拡大促進
- ③ 住民同士の交流の場を活用した健康づくり への参加等による孤立防止

公民館を活用した 健康づくり体操 ▶



④ 社会福祉法人の積極的な活用による地域づくり活動の促進

休館中のデイサービ スセンターを活用し ▶ たコミュニティカ フェ



2 災害時に備えた地域の支援体制づくり

- ① 要配慮者の把握と支援、防災教育の推進
- ② 雪対策の推進

3 安全・安心な地域づくりの推進

- ① 地域における自主的な防犯活動の推進
- ② 学校・通学路等における子どもの安全確保

《主な数値日標》

項目	現状	目標
住民主体の高齢者見守	2017 (H29)	2022 (H34)
り・生活支援拠点数	35箇所	100箇所
地域で公益的な取組を実	2017 (H29)	2022 (H34)
施する社会福祉法人数	33法人	全法人

概

重

点

課

山形県アルコール健康障害対策推進計画(案)の概要

~ 健康安心社会やまがたを目指して ~

別紙 3

◆計画策定の趣旨◆

アルコールに関する多くの社会的な問題を背景として、国は、平成 25 年に「アルコール健康障害対策基本法」を制定し、平成 28 年に「アルコール健康障害対策推進基本計画」を策定した。これを受けて、本県におけるアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進していくために策定する。

◆計画の位置付け◆

アルコール健康障害対策基本法第 14 条に規定されている「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定する

◆計画期間◆

2019 年度から 2023 年度までの5年間

◆ 基 本 理 念◆

本県は、多くの酒蔵やワイナリーを抱える酒どころ「日本一美酒県山形」として、おいしいお酒に恵まれた環境にある。健康に十分配慮した節度ある飲酒は、生活に豊かさと潤いを与えるものであり、お酒に親しむ伝統と文化は県民の生活にも深く根付いている。

本県では、平成30年3月に「みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例」を制定し、健康長寿日本一の実現を目指して取組を進めている。多量の飲酒等の不適切な飲酒は、アルコール健康障害の原因となっており、安心して健康で長生きできる山形県の実現には、健康障害の原因となる不適切な飲酒習慣の改善が欠かせない。

そこで、本県は、「県民みんなが飲酒に伴うリスクを正しく理解する県」として、リスクを十分理解したうえで、健康で長く楽しく上手にお酒と付き合い、アルコール健康障害の発生を将来にわたって予防することができるよう、正しい知識の普及に力を入れて取り組む。

また、すでにアルコール健康障害を抱える方については、その進行を抑制し、早期回復に向けた適切な支援を受けられるよう、県民全体で支える環境づくりに取り組む。

◆基本方針◆

本県のアルコール健康障害対策を「発生」、「進行」、「再発」の各段階に応じて、市町村や関係機関と連携 しながら総合的に推進していくために4つの基本方針を設定する。

▼ 発出の支圧	基本方針1:正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
発生の予防	基本方針1:止しい知識の晋及及び不適切な飲酒を防止する社会つくり

Ⅱ 進行の抑制

基本方針2:誰もが相談できる相談窓口と必要な支援につなげる相談支援体制づくり 基本方針3:専門的対応が可能な医療機関の確保と連携の促進

Ⅲ 再発の防止 基本方針4:アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

4つの基本方針に沿って総合的な対策を推進していくとともに、本計画では、2つの重点課題を設定して集中して取り組む。

◆重点課題1◆

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。 課題に対応する評価指標 現状値 現状値 数値目標 (2022 年)

「大陸で対心する計画1日/示		5亿八世	
① 生活習慣病のリスクを高める量※を飲酒して	男性	18.2% (2016 年)	13.0%
いる者の割合 (※1日の純アルコール摂取量が男性 40g(清酒2合 程度)以上、女性 20g(清酒1合程度)以上)	女性	8.0% (2016 年)	6.4%
② 20 歳未満の者の飲酒割合	高校3年の男子		0%
② 20 脉不何の有の敗間割石	高校3年の女子	_	0%
③ 妊娠中の女性の飲酒割合	0.6%(2016年)	0%	
④ 節度ある飲酒量*の認知割合 (※1日の純アルコール摂取量が男性 20g 程度(清潔 高齢者はそれより少ない量)	55.8% (2016 年)	100%	

◆重点課題2◆

アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する。

課題に対応する評価指標	現状値	数値目標(2023年)
① 国の要綱によるアルコール健康障害に関する相談拠点の設置		1機関
② アルコール依存症の専門外来を設置する医療機関数	7機関(2018年)	10 機関
③ 国の要綱によるアルコール依存症に対する適切な医療を 提供できる専門医療機関の選定	_	1機関以上

I 発生の予防

- 1. アルコール健康障害に関する啓発の推進
- (1)学校

小中高校及び大学・短大等における20歳未満の者の飲酒に伴うリスクの理解の促進等

(2)家庭

20 歳未満の者の飲酒に伴うリスクを周知し、飲酒をさせないよう家庭において機運を醸成成人の家族についてもアルコール健康障害に陥ることのないよう、互いに配慮し合う機運を醸成等

(3)職場

健康経営の普及に併せたアルコールによる健康問題に関する啓発 等

(4)地域·県民

市町村との連携による推進体制の整備及び効果的な啓発、医療機関・その他関係団体等との連携によるアルコール健康障害についての正しい知識の普及啓発、性別・年齢・体質によって個人差のある「節度ある飲酒量」についての周知、飲酒運転防止の啓発等

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

20 歳未満の者への酒類の販売・提供をなくすための事業者向けの啓発活動の強化、飲食業者に対する指導・取締りの徹底、街頭補導活動の強化等

Ⅱ 進行の抑制

的

施

策

1. 健康診断等からの早期改善指導

市町村等が実施する特定保健指導において適切な指導ができるよう担当者を対象にした研修会の実施、相談支援の担当者等に対する早期改善指導・早期支援のための手法に関する情報提供 等

2. アルコール健康障害に係る医療の充実等

アルコール依存症の疑いのある者を内科等の一般診療科の医療機関から専門医療機関へつなげる ための連携体制の構築 等

3. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する対応等

(1)飲酒運転をした者に対する指導

運転免許取消処分者講習における再犯防止指導に併せた相談窓口等に関する情報提供 等

(2)暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する対応

アルコール依存症が疑われる者による事案発生時の警察と県精神保健福祉センター・保健所の連携による対応等

4. 相談支援等

相談窓口における専門医療機関や自助グループの紹介、相談体制強化に向けた相談拠点の整備等

Ⅲ 再発の防止

- 1. 社会復帰の支援
- (1)アルコール依存症からの回復支援

専門医療機関や自助グループとの連携による回復支援体制の整備、依存症者やその家族を対象にした相談会等の開催等

(2)就労及び復職の支援

就労支援機関との連携による社会復帰のため相談支援体制の整備

2. 民間支援団体の活動に対する支援

自助グループの役割や有効性の周知、自助グループの活動の活性化に向けた支援等

Ⅳ基盤整備

1. 人材の養成・確保等

医学生・看護学生を対象にしたアルコール健康障害に関する効果的な教育の推進、地域の「健康づくりリーダー」や職場の「健康経営リーダー」をアルコール健康障害についての正しい知識の普及啓発も担う人材として養成、市町村や関係機関との連携による施策の有効な展開に向けた体制の整備等

2. 調査研究の推進等

アルコール関連問題の実態を把握するために必要な調査研究の実施等

生 | -

◆推進体制◆

施策の効果や目標の達成状況について進捗状況を把握し、行政、医療機関、自助グループ等の関係者において連携・協議しながら、効果的な施策の推進を目指す。また、関連する計画との整合性を図りながら、総合的に推進する。

◆計画の見直し◆

計画による関連施策の効果等を踏まえ、社会情勢やアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し必要な見直しを実施する。

推進体制・計画の見直し

平成31年度主要事業の概要 (健康増進分野)

※現在2月定例会で審議中

1 減塩プロジェクト事業

(1)健康な食環境整備推進事業

① 目的

高血圧等を予防し健康長寿日本一を実現するため、米沢栄養大学、県内スーパーマーケット等と連携し、「適塩弁当」の開発・販売を通じ、減塩しやすい食環境を整備する。

② 実施概要 平成30年度と同様

③ 協力事業者

イオン、主婦の店等を想定。協力店舗の拡大を図る予定。

(2) 学校給食との減塩推進連携事業【新規】

① 目的

子どもの頃から正しい食習慣を身につける機会を提供することで、将来的な健康づくりにつなげるもの。

- ② 実施概要
 - ・ スポーツ保健課(学校給食)との連携により、栄養教諭等が食に関する指導を行う 際に活用可能な内容(お家の人へのメッセージ記入を想定)でリーフレットを作成。
 - リーフレットデザインは、県立米沢栄養大学に委託し、学生が考案。
 - 作成したリーフレットを学校給食の現場で活用。

2 やまがた健康フェアの開催

① 目的

健康づくりを担う関係機関・団体と協働して健康・医療・介護予防に関する様々な情報を県民に発信し、若い方から高齢者まで自発的な健康づくりや生活習慣の見直しや定期的な健診受診を促すとともに、健康無関心層に対し、健康づくりを行う契機を提供することにより、県民一人ひとりの健康意識向上を通じて、健康長寿日本一を目指す。

- ② 内容
 - 各事業PR、健康度チェックや相談ブースの設置
 - ロコモ予防体操や介護職の魅力についてステージ発表
 - 著名人の講演会等
- ③ 日時·場所

開催日:平成31年10月19日(土)及び10月20日(日)

会場:山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング:山形市平久保)

3 やまがた健康づくり大賞【一部新規】

① 目的

健康づくりに積極的に取り組み、他の模範となる企業及び団体等を顕彰することにより、その功績等を称えるとともに、その活動内容を広く紹介し、県民の健康づくりを推

進する。

② 審査部門

「健康経営部門」「地域団体部門」の2部門

- ※協会けんぽ山形支部の「やまがた健康企業宣言」を要件とする方向で検討 (協会けんぽの非適用事業者(法人格がない従業員数5人未満の事業者等)も応募可能な仕組みを検討)
- ③ 募集期間

制度の周知を含め、平成31年夏ごろから2か月間

4 やまがた健康マイレージ事業

① 目的

県民の自発的な健康づくりの取組みを促進するため、楽しみながら継続的に健康づくりが実践できる環境を整え、県民の生活習慣の改善を図るとともに、健康寿命を伸ばし、健康長寿やまがたを実現する。

② 実施予定市町村数

32市町村 ※未実施3市町村(鶴岡市、大蔵村、小国町)

- ③ 取組内容
 - ・ 協力店拡大に向け引き続き事業者に対し制度のPRを行う。
 - ・ 未実施市町村の実施していない理由を把握し、課題解決に向けて協力することで、 全市町村での実施に向けて取り組む。
 - イベント等を活用し、市町村と連携して県民に対して周知を行う。

5 やまがた健康づくりステーション事業

① 目的

自主的・主体的に健康づくりに取り組むことができる拠点の創設に対する支援を行う ことにより、幅広い年齢層に対する健康意識の底上げを図るとともに、健康づくりの実 践を促す。

② 事業種類

「広域集客型]

概要:子どもから高齢者まで幅広い年齢層の県民が利用する施設を活用した健康 づくりに関する事業の実施を支援する。

対象:民間企業・団体等

「地域密着型〕

概要:県民が気軽に通える公民館等を拠点とし、住民が主体となった健康づくり 活動を支援する。住民主体の運営により、地区住民の絆が深まり、ソーシャ ルキャピタル(社会関係資本)の醸成も期待される。

対象:町内会、地域住民有志 NPO・ボランティア団体等

③ 募集箇所数(予定)

「広域集客型 2か所

[地域密着型] 10か所

6 糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防事業

① 目的

「健康やまがた安心プラン」における目標達成の困難性から、糖尿病及び慢性腎臓病の重症化予防に重点的に取り組み、新規透析導入患者数の減少を目指すもの。

② 概要

平成30年度の置賜地域におけるモデル事業の取組を継続するとともに、重症化予防のスキルアップを図る研修会の開催を通し、モデル事業の横展開に向け取組を進める。

③ 会議日時

年1~2回の糖尿病等対策検討会の開催を予定。

7 健康経営推進事業

(1)健康経営セミナーの開催

① 目的

県内事業所における従業員の健康づくりを推進するために、県内の経営者や人事担当者を対象に、いわゆる健康経営※に係る政府の取組みや県内の最新事例などを紹介するセミナーを山形放送株式会社との共催で開催する。

- ※「経営者が従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資である との考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。」
- ② 概要
 - ア) 関係者による情報交換会 平成30年度に引き続き実施の予定
 - イ)健康経営セミナー
 - ○主催等 主 催:県、山形放送株式会社

共 催:全国健康保険協会山形支部

- ○日 時 平成31年(2019年)夏~秋を予定
- ○定 員 約200人
- 〇内 容 基調講演、県内(外)の先進事例、その他講演を予定

(2)健康プログラムの実施【拡充】

(1) 目的

「健康経営」の視点で生活習慣病発症予防及び重症化予防を実践する

② 概要

平成27年度に県立米沢栄養大学が開発した、望ましい食習慣や運動習慣に導く「健康 プログラム」を、県内4ブロック各1事業所で実施

8 喫煙対策総合推進事業【一部新規】

① 目的

平成30年7月公布の改正健康増進法(以下「法」という。)及び平成30年12月公布の「山形県受動喫煙防止条例」(以下「条例」という。)に基づき、望まない受動喫煙の防止のための取組を総合的かつ効果的に推進する。

また、本県では20、30歳代の出産、子育て世代の喫煙率が全国より高い状況にあることを踏まえ、禁煙支援や未成年及び妊娠中の女性の喫煙防止対策を実施する。

② 事業内容

- I 受動喫煙による健康影響等や法及び条例の周知啓発等
 - ア) 関係団体や事業者への法及び条例の内容や講ずべき対策等の説明【拡充】
 - イ)イベント、各種会議、巡回訪問、職員出前講座等による周知啓発
 - ウ) ホームページ等を活用した普及啓発
 - エ)保健所における相談窓口の充実【拡充】
 - オ) 受動喫煙防止対策推進委員会の開催
 - カ)「禁煙標識」の作成及び飲食店への配布【新規】
 - キ) 受動喫煙防止対策施設・設備整備補助事業の実施【新規】
- Ⅱ 喫煙マナー向上の取組み
 - ア) 各種イベントでの普及啓発活動
 - イ) 職員出前講座の実施
 - ウ) 子育て世代への周知啓発用パンフレットの配布【拡充】
- Ⅲ 禁煙支援の推進
 - ア) 禁煙相談の実施
 - イ) 禁煙治療実施医療機関情報の提供
- IV 未成年及び妊娠中の女性の喫煙防止対策の推進
 - ア) 妊産婦及びその家族に対する禁煙支援の推進
 - イ) 未成年者の喫煙防止教室等の実施
 - ウ) 若年者等を対象とした喫煙に関する知識の普及啓発

平成31年度主要事業の概要(がん対策分野)

※現在2月定例会で審議中

1 がん総合相談支援センター運営事業【拡充】

育成したピアサポーターと共に新たにがん患者サロンを実施し、さらなる相談体制の充実 を図る。

2 女性のがん検診受診率向上対策

平成30年度と同様に実施

※ 県内一斉検診日は平成31年10月20日(日)の予定

3 がん医療高度化推進事業費

(1) 都道府県がん診療連携拠点病院機能強化事業

① 概要

県の中心的ながん診療機能を担い、地域がん診療連携拠点病院(県立中央病院)で専門的ながん医療を行う医師、薬剤師、看護師等を対象とした研修の実施、情報提供、症例相談や診療支援を実施し県がん診療連携協議会を開催する。

さらに、自院の機能強化を図り、がん患者及びその家族等に対する相談支援、がんに 関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、質の高いがん医療の供給 体制を確立する。

② 負担額

10,000千円 (平成30年度と同額)

(2) 地域がん診療連携拠点病院機能強化事業

① 目的

厚生労働大臣が指定した「地域がん診療連携拠点病院」において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者や家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

② 対象

日本海総合病院、山形市立病院済生館、山形県立新庄病院、公立置賜総合病院

③ 負担額 各病院5,000千円(平成30年度と同額)

4 健康長寿県やまがた推進基金活用事業費

平成30年度と同様に「若者に対するがん予防支援事業」を実施

平成31年度主要事業の概要(歯科口腔保健分野)

※現在2月定例会で審議中

1 歯科口腔保健推進事業

(1) 山形県の歯科保健医療推進に関する協議会(健康長寿推進協議会)

「健康やまがた安心プラン」の進捗管理や、8020 達成に向けての歯科保健対策の検討と評価

(2) 歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発事業

① 目的、概要

やまがた健康フェアにおいて、県歯科医師会、県歯科衛生士会、県歯科技工士会とともにブース設置やステージイベントにより、むし歯や歯周病予防、口腔機能の維持・向上に関する普及啓発や、訪問歯科診療等に関する情報提供を行う。

② 実施予定時期平成31年10月19日(土)及び10月20日(日)

(3) 山形県口腔保健支援センターの設置・運営【一部新規】

① 目的、概要

歯科口腔保健の推進に関する法律(H23.8.10 公布・施行)に基づき、歯科口腔保健の 普及・啓発や調査・研究などを行う「山形県口腔保健支援センター」を設置・運営する。

- ② 実施予定事業
 - ・ 障がい者及びその家族を対象とした歯科保健医療のニーズに関するアンケート調 査の実施【新規】
 - ・ 高齢期の歯科保健に関するマニュアルの改訂 等

(4)成人歯科保健対策推進事業

① 目的、概要

成人の歯の健康づくりを推進するため、事業所等で歯科衛生士による歯科保健指導を 実施し、精密検査が必要な者に歯科医院の受診を促す。(県歯科医師会に委託)

- ② 実施予定事業所数8事業所(1事業所50名規模を想定)
- ③ 実施予定時期 秋以降

(5) 歯科医療安全管理体制推進事業

① 目的、概要

県民に安全で安心な質の高い歯科医療を提供するため、歯科医師や歯科衛生士を対象 とした歯科医療安全管理体制推進のための研修会を開催する。(県歯科医師会に委託)

② 開催予定時期

1回/年(秋以降)、参加者100名程度

(6) 災害時口腔管理研修事業【新規】

① 目的、概要

災害時における誤嚥性肺炎等の予防を目的とし、市町村保健師等を対象とした歯科専門職(歯科医師・歯科衛生士等)による口腔ケアの研修会を開催する。

② 対象

市町村保健師等

③ 実施予定時期

1回/年(夏以降)、参加者100名程度

2 在宅歯科診療連携推進事業費

(1) 在字歯科医師養成事業

① 目的、概要

在宅歯科診療を行う歯科医師を養成するための研修会を開催する。(厚生労働省で開催していた在宅診療を実施する歯科医師等を養成するための講習会が平成26年度限りで終了したことに伴い、平成27年度より県独自で開催している(県歯科医師会に委託))

② 実施予定時期

1回/年(夏以降)、参加者100名程度

(2) 在宅歯科診療設備整備事業

① 目的、概要

在宅歯科医師養成講習会を修了した歯科医師が常勤する歯科診療所等に対し、在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器の初度設備の整備に要する経費を補助する。

② 補助率

2/3

(3) 在宅歯科医療連携室整備事業

目的

在宅歯科診療の推進及び他分野との連携体制を構築するため、在宅歯科診療連携室を 設置・運営する。(歯科衛生士1名を配置(県歯科医師会に委託))

- ② 内容
 - ・県民や医療介護職向けの広報・在宅歯科医療を希望する者からの相談受付
 - ・内科などかかりつけ医やケアマネージャーと歯科医師との連絡調整 等

(4) 障がい者歯科保健対策推進事業

- I 特別支援学校でのフッ化物歯面塗布の実施
 - 目的、概要

障がい者(児)の歯科保健対策を推進するため、事業実施を希望する県内の特別 支援学校に歯科医師及び歯科衛生士を派遣し、保護者が希望する者に対して年2回 のフッ化物歯面塗布を実施する。

- ② 実施予定学校数及び児童・生徒数 特別支援学校18校の児童・生徒約1,000人
- Ⅱ 障がい者歯科保健研修会の開催
 - ① 目的、概要 障がい者の歯科診療に対応できる人材の育成するため、歯科医師や歯科衛生士を 対象に研修会を開催する。(県歯科医師会に委託)
 - ② 実施予定時期 1回/年(秋以降)、参加者100名程度

(5) 歯科衛生士の養成研修事業

① 目的

出産・育児・介護等で臨床の現場を離れた歯科衛生士の復職支援と、訪問歯科診療に 対応できる人材の養成と目的とした研修会を開催する。(県歯科医師会に委託)

② 実施予定時期 1回/年(秋以降)、参加者100名程度

山形の資源を活かした「健康長寿日本一」推進事業費【新規】

8.771 千円

目 的

○ 健康長寿日本一の実現を目指して、地域及び職場において、健康づくりのリーダーを育成し、リーダーを中心として県民のライフステージに応じた自立的な健康づくりを進める。また、山形が誇る地域資源を活かした、楽しみながら取り組める健康づくりを促進する。

事業内容

① 地域における健康づくり

- 6.300千円
- ・ 高齢者の状況に応じた支援を行う「健康づくりリーダー」 の育成及びその活動を支える「健康サポートブック (仮称)」 の作成
- ② 職場における健康経営※の推進 2,471千円 ※企業が従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。
 - 経営者の意識啓発
 - ・ 職場内の健康づくりを推進を担う「健康経営リーダー」の 育成及びその活動を支える「手引書」の作成
- ③ 楽しみながら取り組む健康づくり
 - ・本県の森林や温泉、食等の豊かな地域資源を活かし、楽し みながら取り組む健康づくりを県内市町村で展開する。

身近な地域や職場を拠点とした健康づくり



リーダーが中心となって、地域、職場における自立的な健康づくりを進める。

楽しみながら取り組む健康づくり





高原でのトレッキングのあと地元食材を活かした食事を行うなどの、楽しみながら取り組む健康づくりを拡大する。

健康長寿日本一の実現

- 1

健 康 長 寿 本 現

山形の資源を活かした「健康長寿日本一」推進事業費

I 本県の現状

1 本県の目標

(1) 目標:「健康長寿日本一」の実現(【数値目標】健康寿命 男女全国 10 位以内) (第 3 次山形県総合発展計画短期アクションプラン (H29-H32)

(2)取組みの方向性

県民の生活習慣の改善、及び社会環境の改善に県民総参加で取り組むことにより、生活習慣病の発症及び進行の予防を徹底し、健康寿命を延ばす。

2 現状

- (1)各種指標(出典:厚生労働省)
- ①健康寿命・男性: 72.6歳(全国第 7位) [H28] (H25:71.3歳、全国第22位) ・女性: 75.1歳(全国第23位) [H28] (H25:74.3歳、全国第30位)

②健康に対する意識

- ・健康のために具体的に何もやっていない人の割合 「全年齢」: 46.0%/「65歳以上」: 31.1%
- ③定期健康診断有所見率[H29年] (※常時50人以上を使用する事業所)
- ・有所見率 59.1%(全国54.1%、全国ワースト7位)
- •項目別 「血圧」: 20.9%(全国15.7%) /「血中脂質」: 37.2%(全国32.0%)

(2)市町村の動き

県内市町村において地域資源を活かした楽しめる健康づくりに取り組む動きが出始めている。(上山市、天童市、西川町)

3 本県における健康づくりの課題

- ・健康づくりの推進は、県民の意識向上や継続的な取組みが必要
- ・今後本県が、健康長寿日本一を目指して取り組むにあたり、必要な プログラムや人材育成等、県民みんなで取り組む健康づくりの基盤を 構築する。

(1) 高齢者の状況への対応が不十分

- ・高齢者の健康づくりに対する関心をさらに高める必要がある。
- ・既に取り組んでいるがより取組みの幅を広げたい者、引きこもりがちな者等、様々な高齢者の状況に応じた取組みを行う必要がある。

(2) 職場の健康づくりのスキルが不足

- ・企業にとって従業員が健康であることは経営資源として重要であり 従業員が健康で働ける環境づくりは経営者の必須マネジメントであるが、 職場から従業員に働きかけるスキルやプログラムが不十分である。
- (3) 市町村における先進事例の横展開
 - ・健康づくりに活用できる地域資源を健康づくりのプログラムに組み立 てるスキルが必要である。

Ⅱ 県民みんなで取り組む健康づくりにむけた視点

- 1 地域における健康づくり[主な対象:まずは高齢者]
 - ・健康づくりの優良事例からノウハウを蓄積し、実践に活用
 - ・地域で健康づくりを推進する仕組づくり

2 職場における健康経営の推進

- ・経営者の意識付けや取組みの中核を担うリーダーのスキル強化
- ・事業所が従業員の健康づくりを進める際の手引書の作成・提供

3 楽しみながら取り組む健康づくり

- ・楽しみながら取り組む健康づくりの素材となる地域資源を集約し、 データベース化
- ・先進的に取り組む市町村をモデル事例として県内市町村へ横展開

Ⅲ 平成31年度当初予算の施策

- 1 地域における健康づくり(グループ1 地域の健康づくり拡充支援事業)【要求額:6,300千円】
- (1) ノウハウの収集蓄積と実践への活用【1,512 千円】
 - ・食生活改善推進協議会や総合型地域スポーツクラブ、市町村等の健康づくりの優良事例をワークショップ等で収集整理し、高齢者の状況に応じた健康づくりを提供するノウハウを蓄積する。

【先進事例】新潟県見附市の健幸アンバサダー (健康情報を口コミで伝え実践する活動)

- (2)ノウハウや支援機関等を記載した「健康サポートブック(仮称)」の作成・実践【1,872千円】
 - ・(1)のノウハウのほか保健・医療の専門家や行政機関による支援メニュー等で構成された「健康サポートブック(仮称)」を作成、モデル地域・団体において実践する。
- (3)健康づくりリーダーの育成【2.916 千円】
 - ・高齢者の状況に応じた支援のノウハウを習得した「健康づくりリーダー」を育成し、地域の健康づくり のけん引役として健康づくり活動に取り組む仕組みをつくる。
 - →(1)~(3)について、「健康づくり大賞」受賞団体、先行的に取組みを始めた市町村等においてモデル的に実施し、その後全県的に展開 【先行市町村】上山市、中山町、天童市、山形市

▶ 2 職場における健康経営の推進 (グループ2 健康経営体制整備支援事業) 【要求額: 2,471 千円】

- (1)経営者の意識啓発と健康経営リーダーの育成【1,526千円】
 - ・健康経営の重要性について経営者の意識啓発を図るとともに、職場での健康づくりプログラムを実践するスキルを身に付けた「健康経営リーダー」(衛生委員会等)を育成し、事業所における健康経営の取組を促進する。(→モデル事業所から始め、その後全県的に展開)

【モデル例】㈱ジェイ・サポート:健康経営優良法人認定。建物内禁煙や健康講座の実施、ジム利用料の補助。 【職場での健康づくりの例】職場に血圧計を設置、毎朝出勤時に各従業員に測定・記録することを職場ぐるみで習慣化

- (2)事業所の自主的な取組みを促進する「手引書」の作成・普及【945 千円】
 - ・健診受診の徹底、高血圧対策やたばこ対策、運動などの健康づくりの取組み方や取組みの効果を実感できるよう定期的に確認する方法などを記載した手引書を作成し、事業所に提供する。
 - ・当該手引書には、山形県産業保健総合支援センターや協会けんぽ等、健康経営支援機関の支援メニューも記載する。【プログラム例】有所見者の精検受診を促すための受診勧奨、検査結果の確認 等
- →県内で活発になりつつある健康経営に取り組む動きとタイアップして、健康経営を推進(YBC㈱との共催による健康経営セミナー、アクサ生命保険㈱と商工会議所の会員事業所向け勉強会)

3 楽しみながら取り組む健康づくり(ゼロ予算で実施)

- (1)「運動」「休養」「栄養」の視点から地域資源を集約、データベース化
 - ・森林や温泉、食等の地域資源を、健康づくりの3要素である「運動」「休養」「栄養」の視点から市町村や民間団体等の協力を得て集約する。

「運動」の視点・・運動施設、トレッキングコース、ウォーキングコース 等

「栄養」の視点・・新鮮な野菜や果物、米、肉等の良質な食材 「休養」の視点・・温泉、森林散策路等

・県内外の先進事例を参考として、収集した地域資源の強み弱みを検討したものをデータベース化する。

(2)地域資源を活かした健康づくりの先進事例の横展開

・地域資源を活かした健康づくりの先進事例を横展開するため、地元食材を使用した新メニュー考案や ウォーキングコースの設計等に取り組む市町村を、専門家の紹介や先進自治体のノウハウの提供等に よりバックアップする。

【専門家の候補】地元の食材を使用した新メニュー考案: 県栄養士会、県立米沢栄養大学 ウォーキングコースの設計: 先進自治体(例. 上山市、天童市、西川町)